

田村市
第2期子ども・子育て支援事業計画

2020年3月
福島県 田村市

ごあいさつ

本市では、次代を担う子どもたちの成長を育む取組こそ最重要の政策課題と捉え、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で、市民目線に立ち、スピード感を持って総合的な支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化などのさまざまな要因から待機児童や児童虐待の問題など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変わり、抱える課題は多様化し、かつ複雑化の様相を呈してきています。

この様な状況を踏まえ、社会情勢や制度の変化に危機感を持って対応するため、これまでの「田村市子ども・子育て支援事業計画」を見直し、新計画「田村市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、特に「待機児童対策と子ども・子育て支援新制度への対応」、「結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援」、「青少年の非行防止と健全育成」、「子どもの貧困対策」の4つの取組について充実・強化を図っています。

また、本市では幼児教育の負担軽減を図る総合的な対策として、2009年10月から実施してきた田村市独自の幼児教育・保育の無償化に加え、2019年10月からは国の施策方針を踏まえて、幼稚園、保育所の給食費について市独自に、公立幼稚園、保育所を無償化、さらに私立幼稚園等については給食費を助成することで公立・私立の別なく、さらには市外に広域入所されている子どもも含め、子育て世帯の負担軽減に努めてまいりました。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長は、子育て家庭の幸せにつながることはもとより、社会全体に元気と活力をもたらします。

子どもたちが、心豊かな自立した大人へと成長するために、家庭・地域・学校・企業・行政など、社会全体が子育て家庭に寄り添い、次代を担う子どもの成長と子育て家庭をきめ細かな施策を展開することにより支えてまいります。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、田村市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、関係者の皆様に、深く感謝を申し上げますとともに、計画の推進に向け、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2020年3月



田村市長 本田 仁一

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
（1）子ども・子育て支援法の改正	5
（2）基本指針の改正に係る留意事項	6
（3）児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 人口と子ども人口の状況.....	11
（1）子ども人口等の推移.....	11
（2）出生数の推移	12
2 子育て世帯の状況	13
（1）子育て世帯の推移.....	13
（2）子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況	14
（3）子育てに関する相談者の状況	16
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	17
（1）就業率の推移	17
（2）母親の就労状況	18
（3）育児休業制度利用の状況.....	19
（4）短時間勤務制度利用の状況	21
4 子育て支援事業の利用状況.....	22
（1）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況.....	22
（2）定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	23
（3）地域の子育て支援事業の認知度・利用状況と今後の利用希望について	24
（4）平日の放課後の過ごし方について	25
5 施策の進捗評価	26
6 本市における子育て支援に関わる課題.....	27

第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の基本理念等	31
2 計画の基本目標	32
3 施策の体系図	34
第4章 第1期計画の評価と施策の展開	37
基本目標Ⅰ 安心して住むことができるまちづくり	38
基本目標Ⅱ 安心して生み育てることができるまちづくり	39
基本目標Ⅲ 健康な子どもを育てることができるまちづくり	45
基本目標Ⅳ こころ豊かな子どもを育てることができるまちづくり	49
基本目標Ⅴ 子育てを地域全体で支えるまちづくり	53
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	61
1 教育・保育事業等の提供区域	61
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	63
（1）推計の手順	63
（2）子ども人口の推計	64
（3）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	65
（4）教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み	66
（5）地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み	68
3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況	70
（1）施設型事業	70
（2）地域型保育事業	72
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	75
（1）相談支援事業	75
（2）訪問系事業	76
（3）通所系事業	77
（4）その他事業	80
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	83
（1）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	83
第6章 計画の推進・評価体制	87
1 計画の推進体制	87
2 計画の公表及び周知	87
3 計画の評価と進行管理	87

資 料 編	91
1 幼児教育・保育の無償化について	91
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	91
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	91
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	92
2 田村市の概況	94
(1) 子育て環境の状況	94
(2) 地域保健・医療の状況	96
(3) 経済的支援の状況	97
3 用語解説	98
4 子ども・子育て会議	104
(1) 田村市子ども・子育て会議条例	104
(2) 田村市子ども・子育て会議委員名簿	105



第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

田村市（以降「本市」という。）では、2012年8月の「子ども・子育て関連3法」成立を受け、「田村市子ども・子育て事業計画」（以降「第1期計画」という。）を2014年度に策定しました。この計画は、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容等を盛り込んだ5か年計画であり、本市ではこれに基づき、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に加えて、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかしながら、なお留まることのない少子化の進行に加え、子どもの貧困問題も表面化した社会情勢を受け、国は、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表するとともに、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じました。これらにより、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策が推進されました。

これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「田村市第2期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。

2 計画の位置づけ

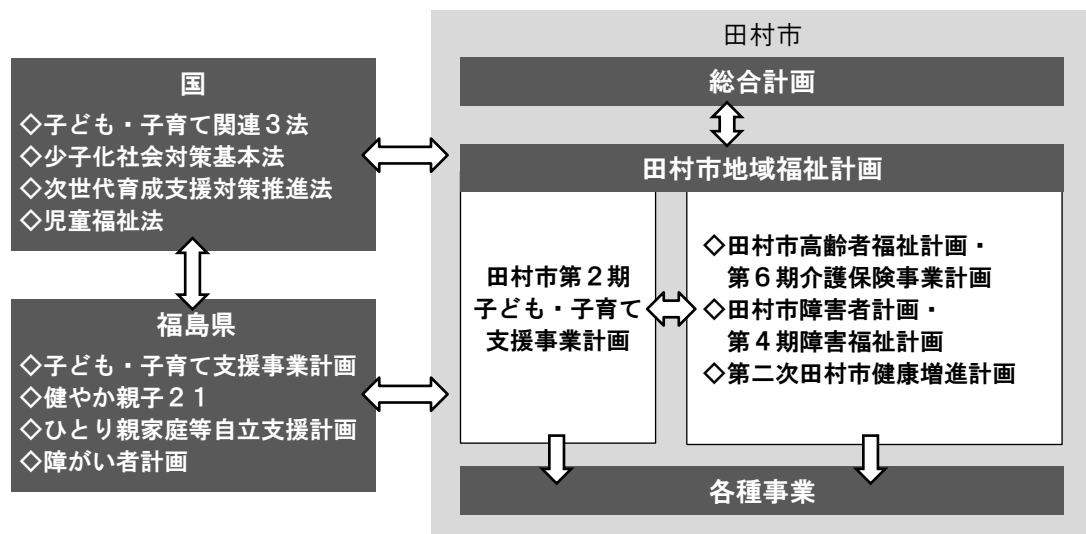
この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、法の有効期限が10年間延長されたため、これまで市が取り組んできた『次世代育成支援行動計画』を踏まえながら、今後子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたっては、最上位計画である「田村市総合計画」のもと、「田村市地域福祉計画」に関連する「田村市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」「田村市障害者計画・第4期障害福祉計画」「第二次田村市健康増進計画」との整合性を図るよう努めました。

■ 他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、法に基づき2020年度から2024年度までの5年間とし、2019年度に策定しました。

なお、計画期間内に定めた「量の見込み」と「確保の内容」を対比して、必要がある（乖離がある）場合やその他、国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合には、その後の施策・事業を効果的に進めるため、「田村市子ども・子育て会議」等を通し、必要に応じて見直すものとします。

■ 計画期間

2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
田村市子ども・子育て事業計画									
					田村市第2期子ども・子育て支援事業計画				

5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。



③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すこととなりました。



6 計画の策定体制と住民意見の反映

学職経験者、関係団体代表、町民公募委員などから構成される「田村市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019年3月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署及び県と協議・調整を行いながら、市民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。



第2章

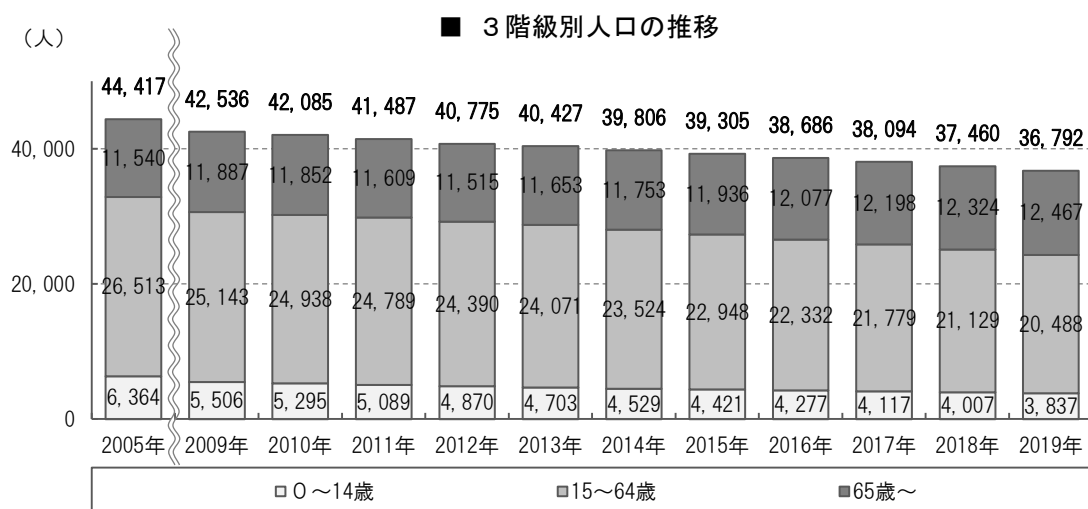
子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 人口と子ども人口の状況

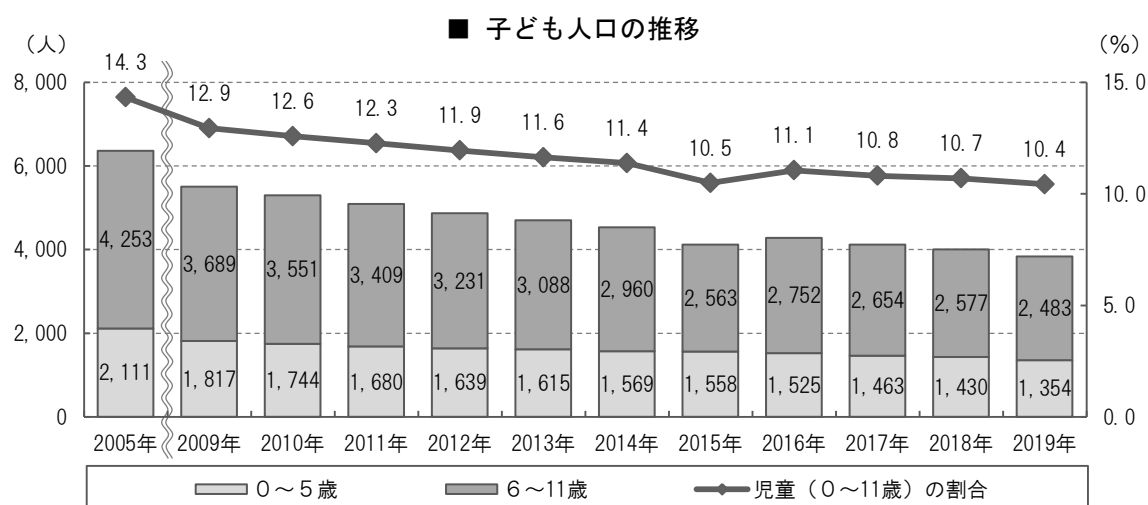
(1) 子ども人口等の推移

〇本市の人口は2005年以降、減少し続けています。3階級別人口をみると、2005年以降、老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

〇2005年以降の子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合が、人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、2019年には10.4%となっています。

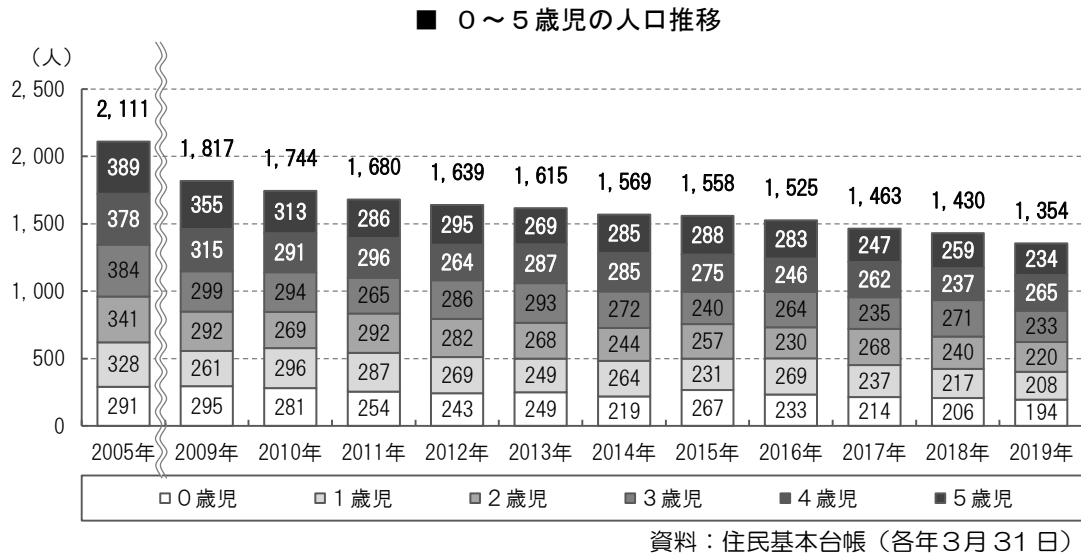


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

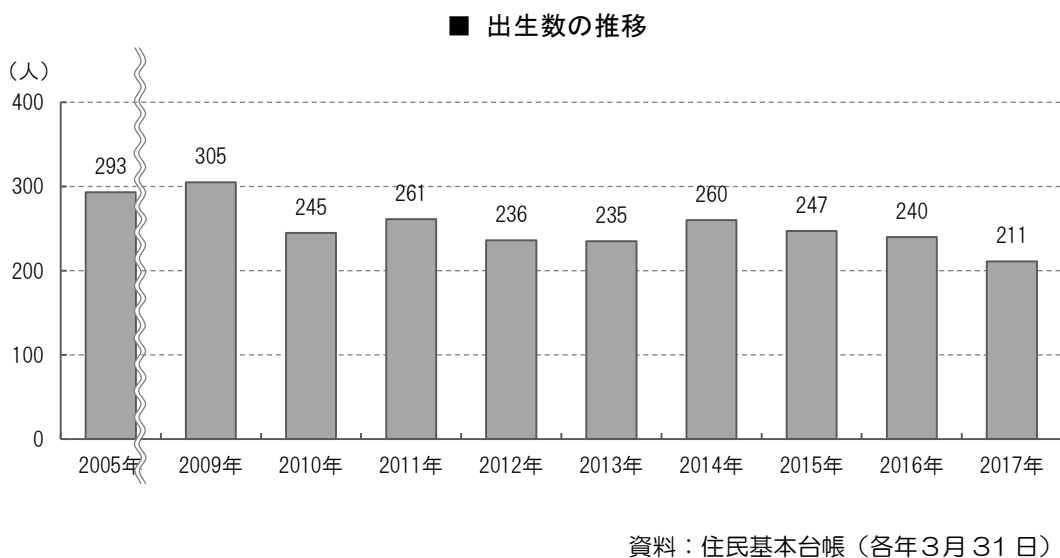


○さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2005年から2019年にかけていずれの年齢も100人前後減少し、全体では757人（35.9%減）減少しています。



（2）出生数の推移

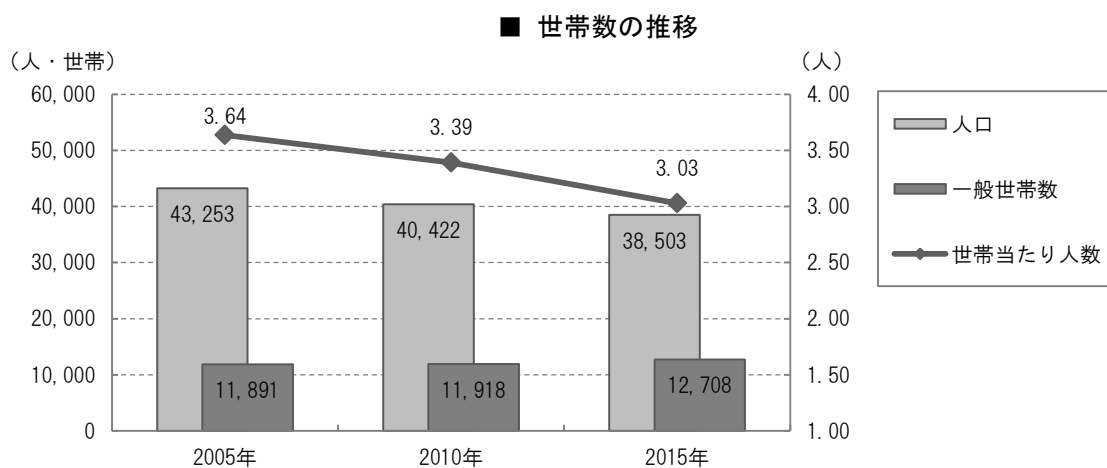
○本市の出生数は2009年を除き200人台で推移し、2014年以降は減少傾向にあります。



2 子育て世帯の状況

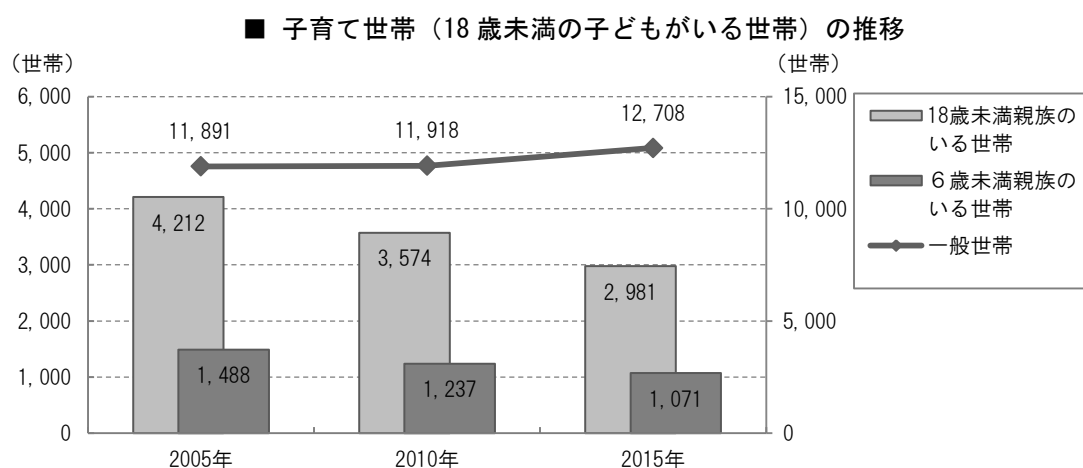
(1) 子育て世帯の推移

○2005年から2015年の人口と世帯数の推移をみると、人口は減少傾向にあります
が、世帯数は増加しています。世帯当たり人数も減少しており、核家族化の傾向が
見られます。



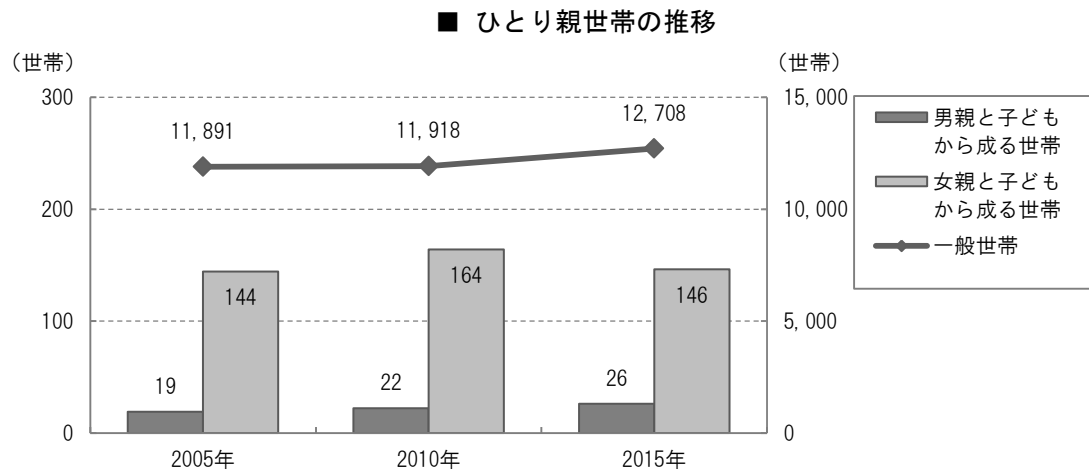
資料：国勢調査

○2005年から2015年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯数は増加傾向にある
中、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯がともに減少しています。



資料：国勢調査

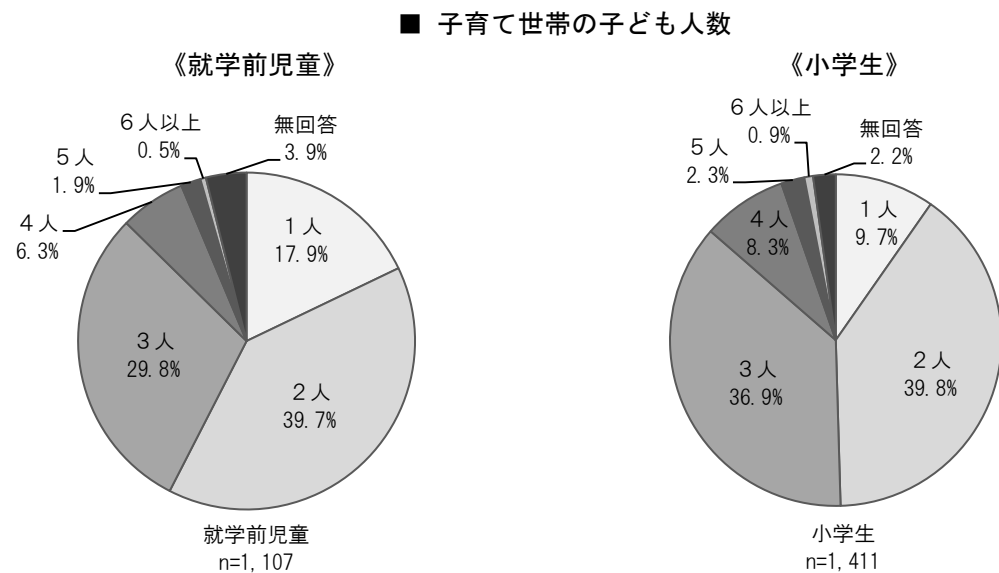
○また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯は増加していますが、女親と子どもから成る世帯は横ばいです。



資料：国勢調査

(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

○子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童・小学生ともに「2人」(39.7%・39.8%)、「3人」(29.8%・36.9%)で高くなっています。



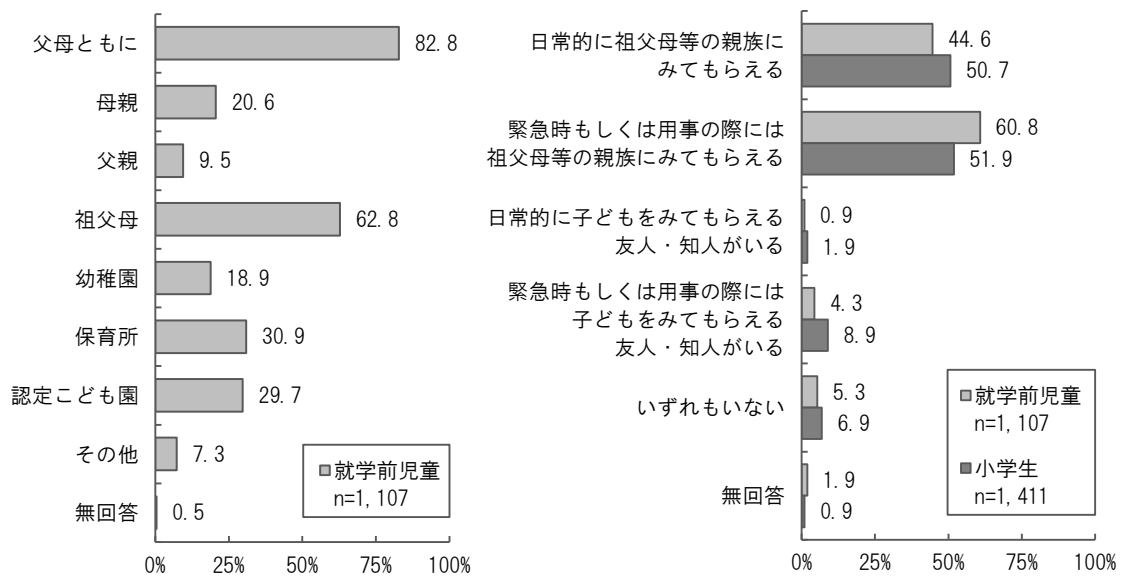


○就学前児童の子育てに日常的に関わっている方は「父母ともに」（82.8％）に次いで「祖父母」（62.8％）となっています。

○就学前児童・小学生の4～5割台は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（44.6％・50.7％）状況にあり、また、半数以上が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（60.8％・51.9％）と回答していることから、祖父母の協力は子育て世帯の大きな支えになっているといえます。

■ 日常的に子育てに関わっている方

■ 主な親族等協力者の状況

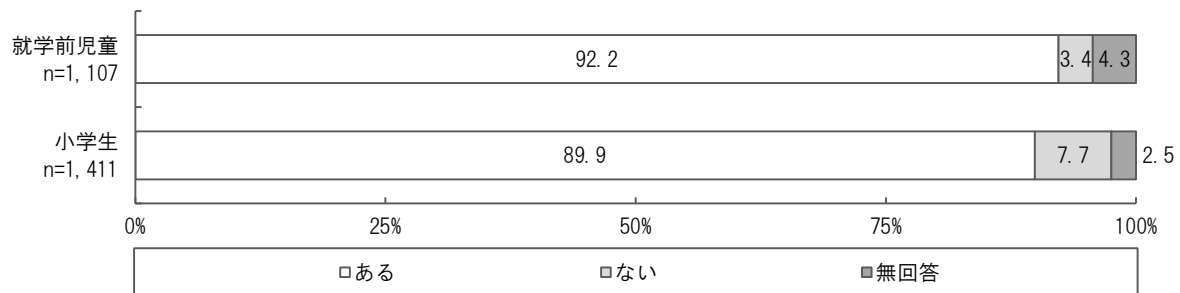


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

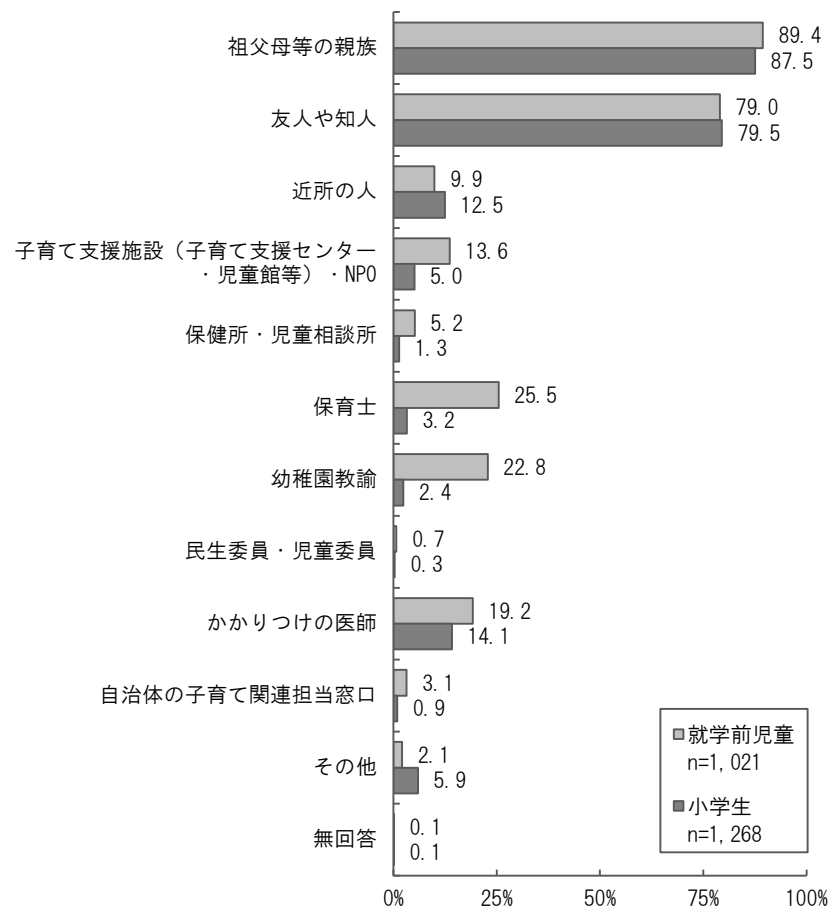
(3) 子育てに関する相談者の状況

- 気軽に相談できる人・場所が「ある」保護者は、就学前児童・小学生ともに約9割で、その相談先は「祖父母等の親族」(89.4%・87.5%)、「友人や知人」(79.0%・79.5%)で高くなっていますが、「保健所・児童相談所」「民生委員・児童委員」「自治体の子育て関連担当窓口」は1割に満たない状況です。
- 核家族化の進行に加え、共働き世帯が増加するなか、親族などの身近な人以外の相談先として、今後、公的機関における相談体制の充実が重要となります。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無



■ 気軽に相談できる相手

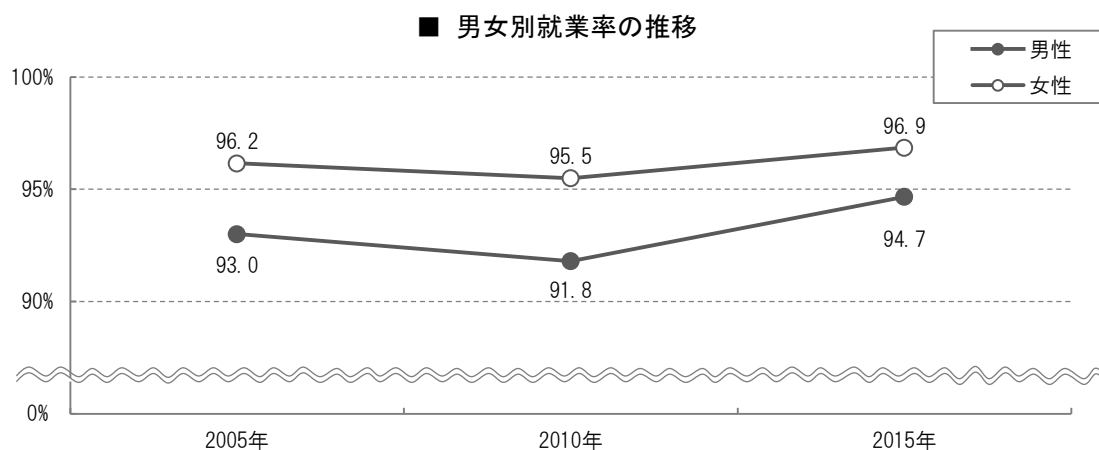


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

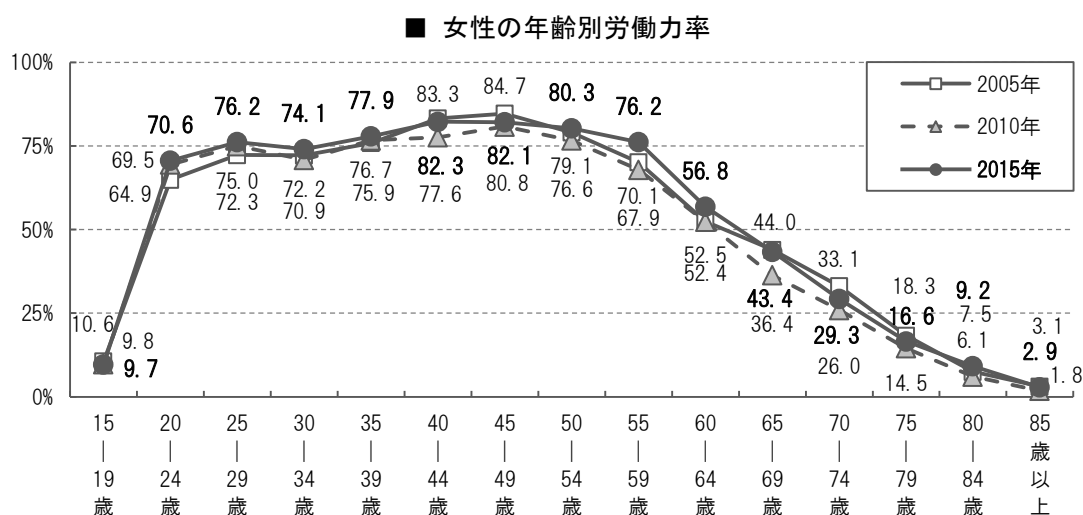
(1) 就業率の推移

○本市の15歳以上の就業率をみると、男女とも2010年に下降していますが、その後、2015年には上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業率が上昇していることが考えられます。



資料：国勢調査

○女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブはいずれも見られず、緩やかに推移しています。2015年には、20～59歳にかけて70～80%台で、2005年・2010年を上回る水準で推移しています。

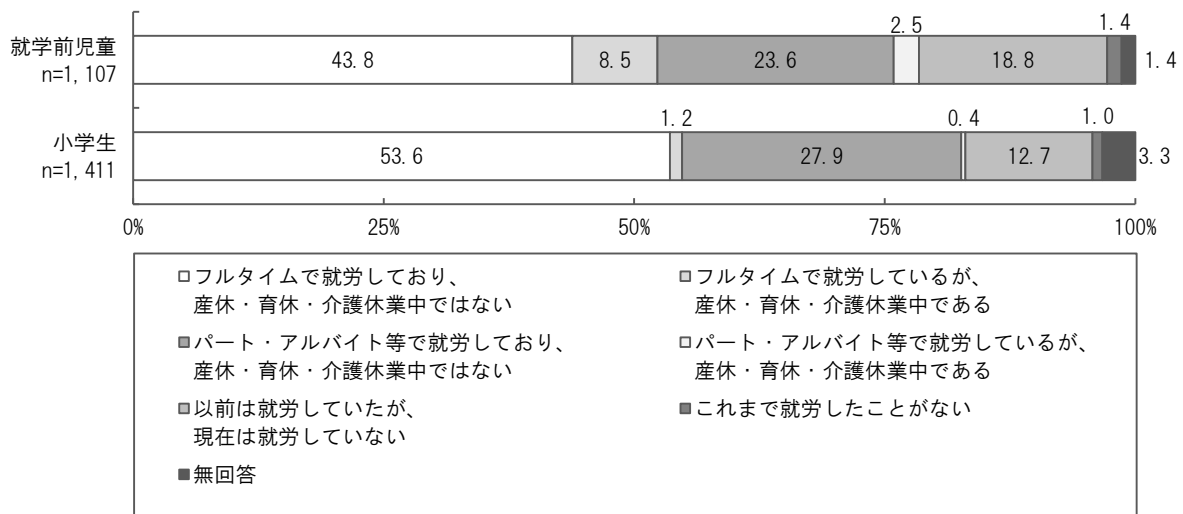


資料：国勢調査

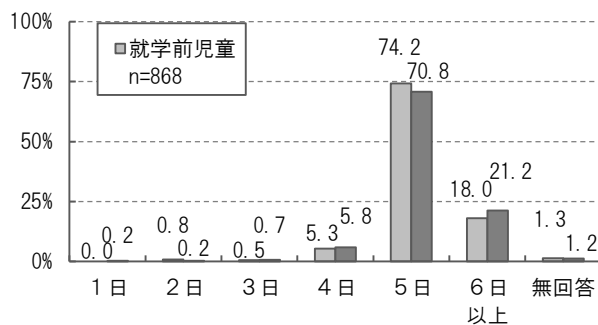
(2) 母親の就労状況

- 現在就労している母親は、就学前児童で78.4%、小学生で83.1%で、1週当たりの就労日数は「5日」(74.2%・70.8%)、1日当たりの就労時間は「8～9時間」(51.2%・50.9%)、出勤時間は「7時台」(52.6%・48.1%)、帰宅時間は「18～19時台」(51.6%・46.0%)が最も高くなっています。
- 共働き世帯の増加に伴い、母親の就労形態も多様化していることから、仕事と子育てを両立できる支援体制の整備が望まれます。

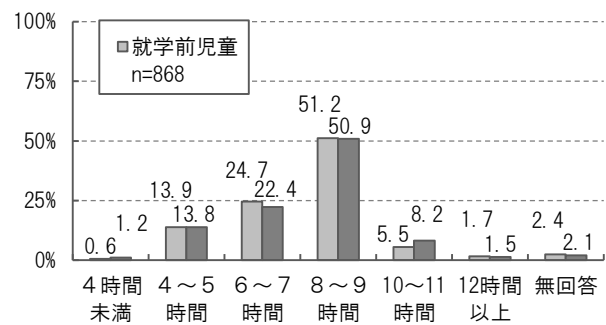
■ 母親の就労状況



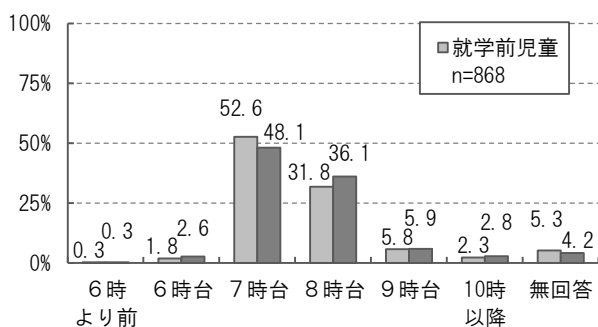
■ 母親の就労日数（1週当たり）



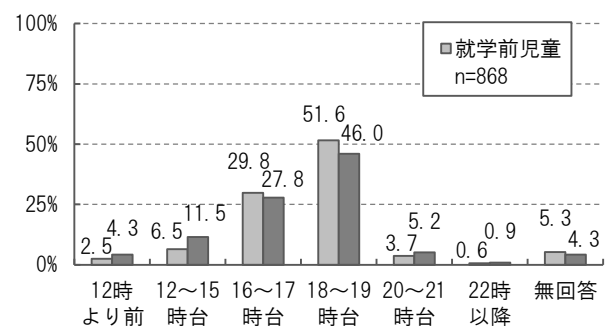
■ 母親の就労時間（1日当たり）



■ 母親の出勤時間



■ 母親の帰宅時間



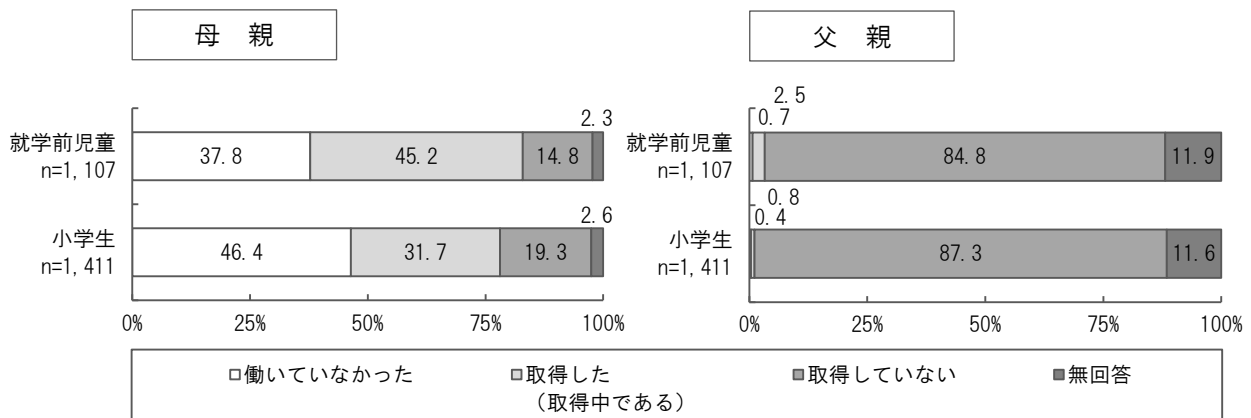
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

（３）育児休業制度利用の状況

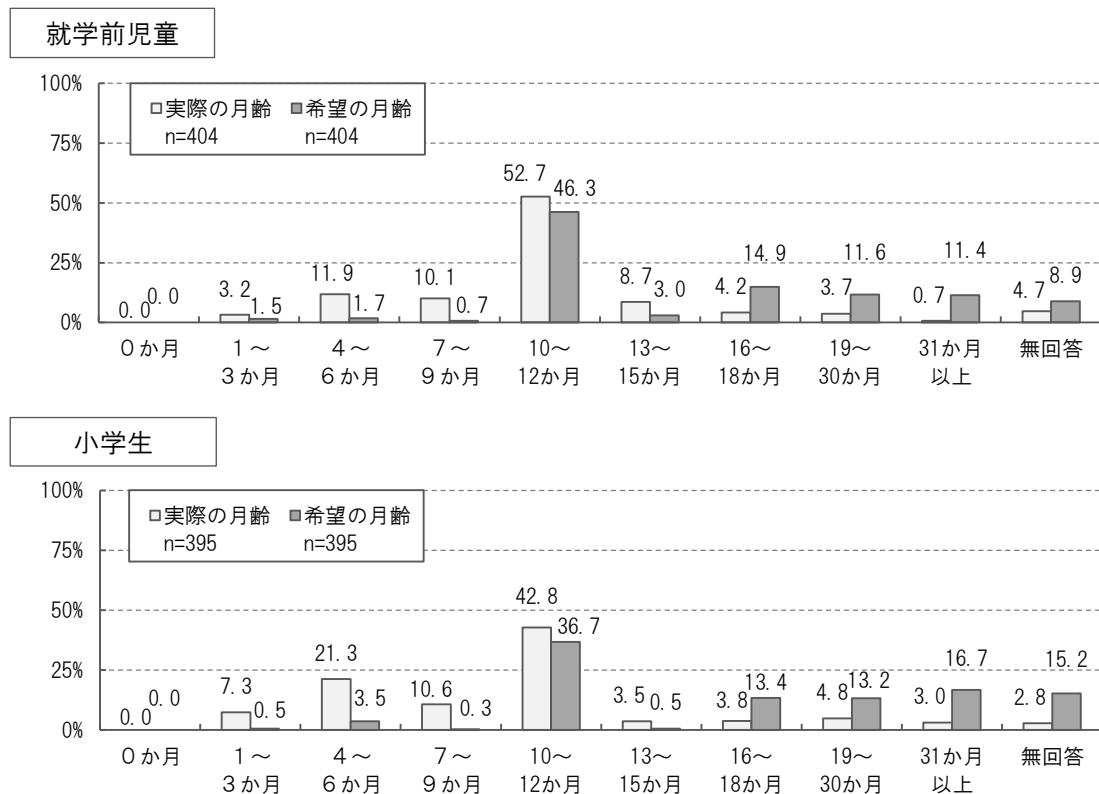
○育児休業制度を「取得した（取得中である）」母親は、就学前児童で45.2%、小学生で31.7%、父親は就学前児童で2.5%、小学生で0.8%と、父親の取得状況が極めて低い状況です。

○母親の実際と希望の育児休業取得期間は、就学前児童・小学生ともに「10～12か月」が最も高いものの、実際では1年以内の割合が高いのに対し、希望では1年以上で高くなっています。

■ 育児休業制度の取得状況



■ 母親の育児休業の実際の取得期間と希望する取得期間（子どもの月齢）



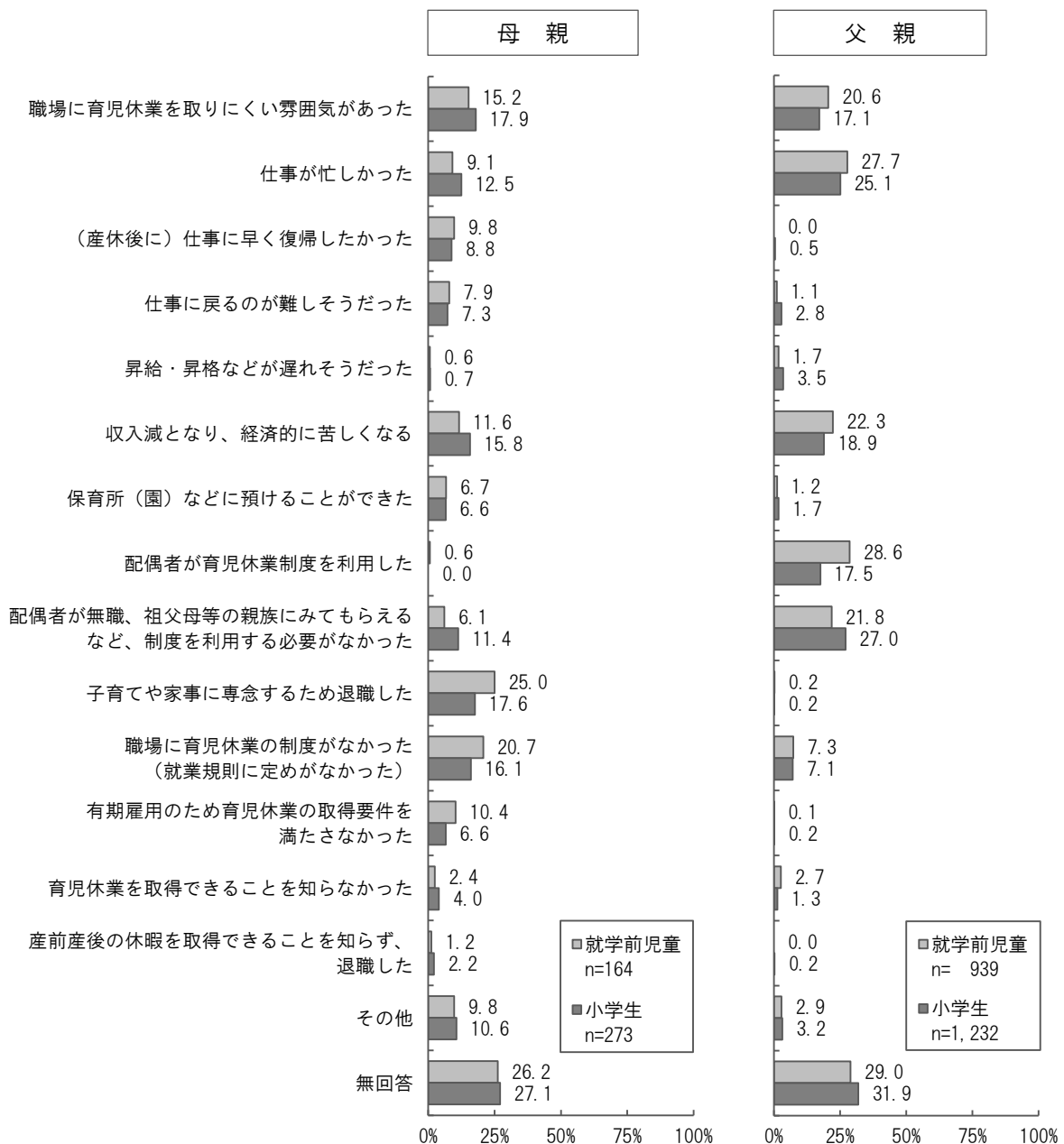
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

○母親が育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」で高いものの、それ以外にも理由は様々です。

○父親は、「配偶者が育児休業制度を利用した」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」で高く、取得できない理由が顕著に表れています。

○父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を図る必要があります。

■ 育児休業を取得していない理由



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

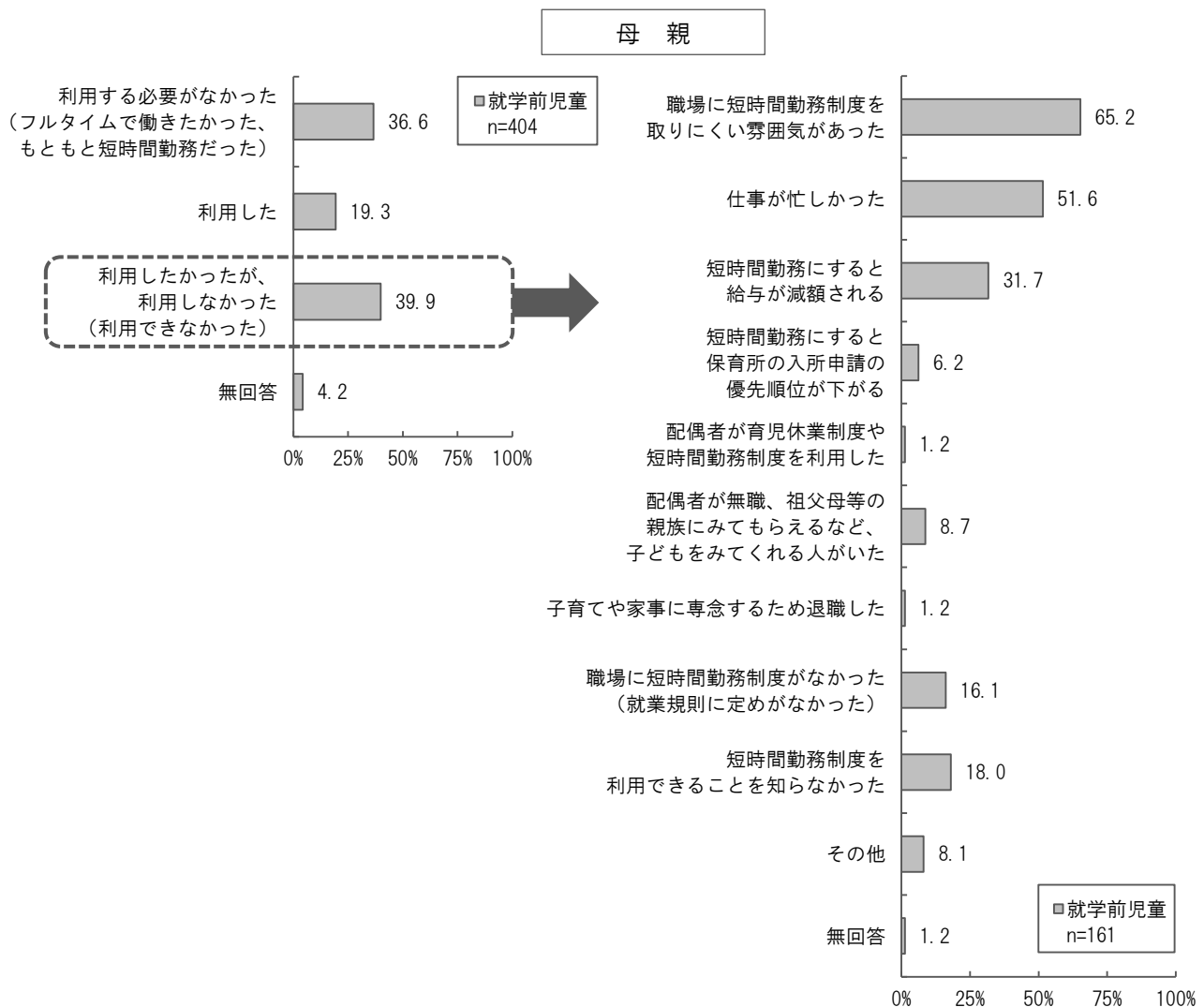
（４）短時間勤務制度利用の状況

○職場復帰時に短時間勤務制度を「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」母親は39.9%で、利用しなかった理由は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」（65.2%）、「仕事が忙しかった」（51.6%）、「短時間勤務にすると給与が減額される」（31.7%）で高くなっています。

○母親が安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及や充実を図る必要があります。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

■ 短時間勤務制度を利用しなかった理由

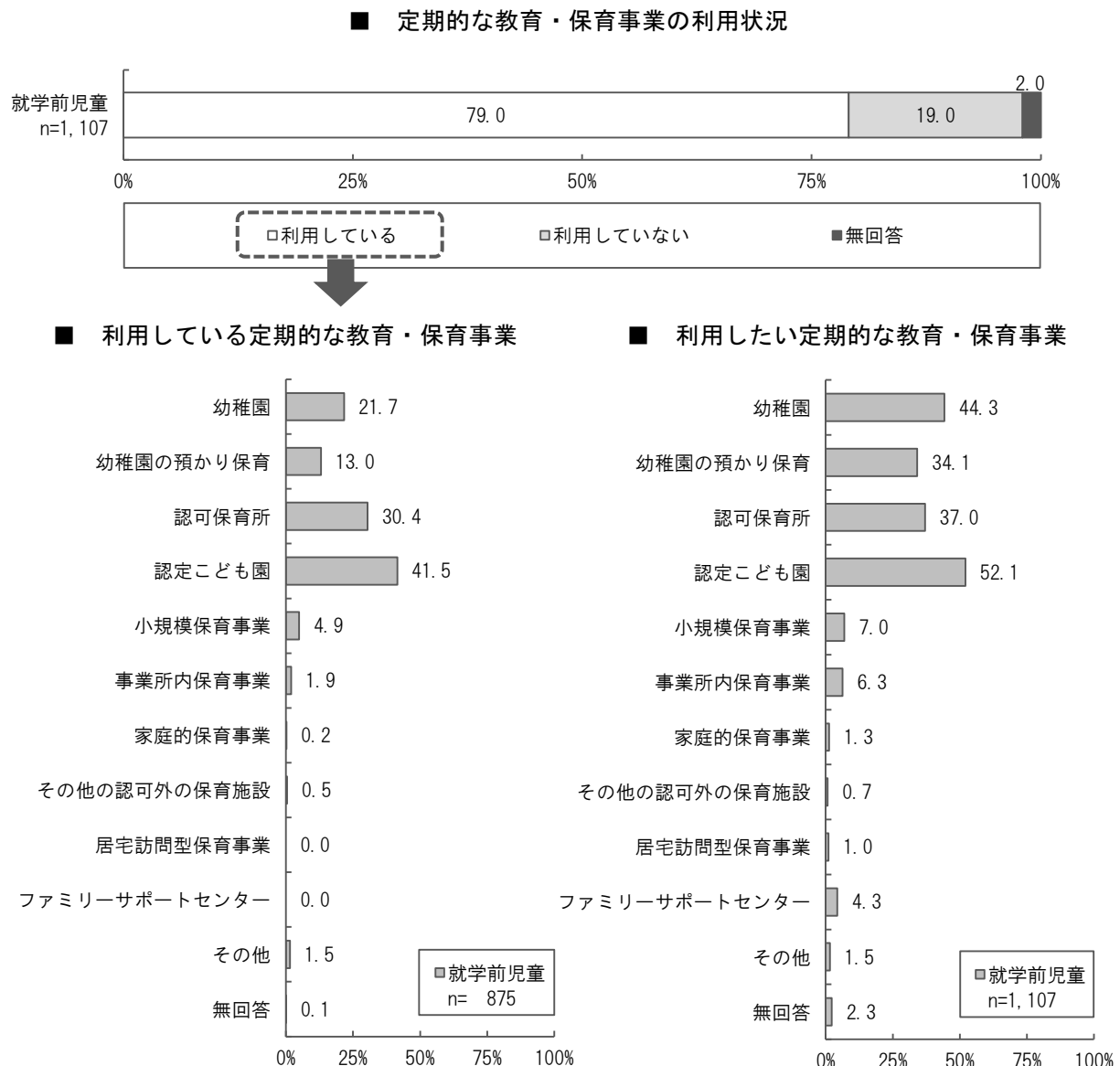


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

4 子育て支援事業の利用状況

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

○定期的な教育・保育事業を「利用している」が79.0%、利用している事業は「認定こども園」(41.5%)、「認可保育所」(30.4%)で高くなっています。また、利用したい事業は「認定こども園」(52.1%)、「幼稚園」(44.3%)、「認可保育所」(37.0%)となっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

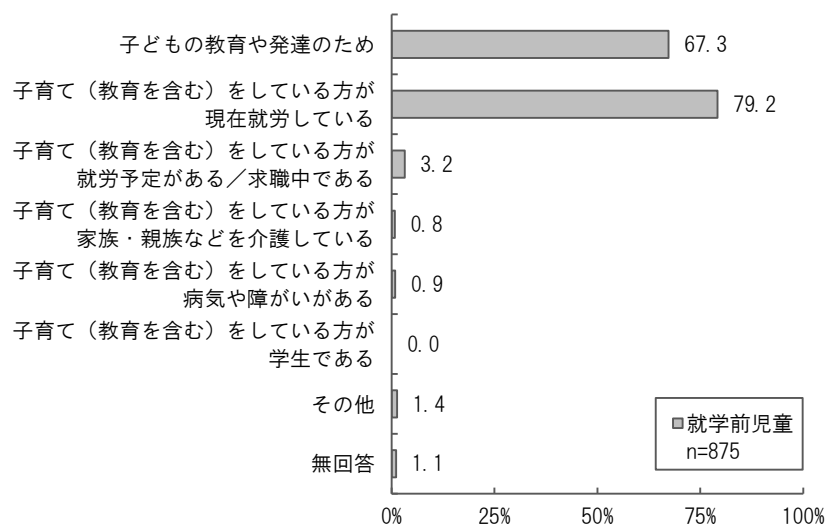
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

○平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」（79.2%）、「子どもの教育や発達のため」（67.3%）で高くなっています。

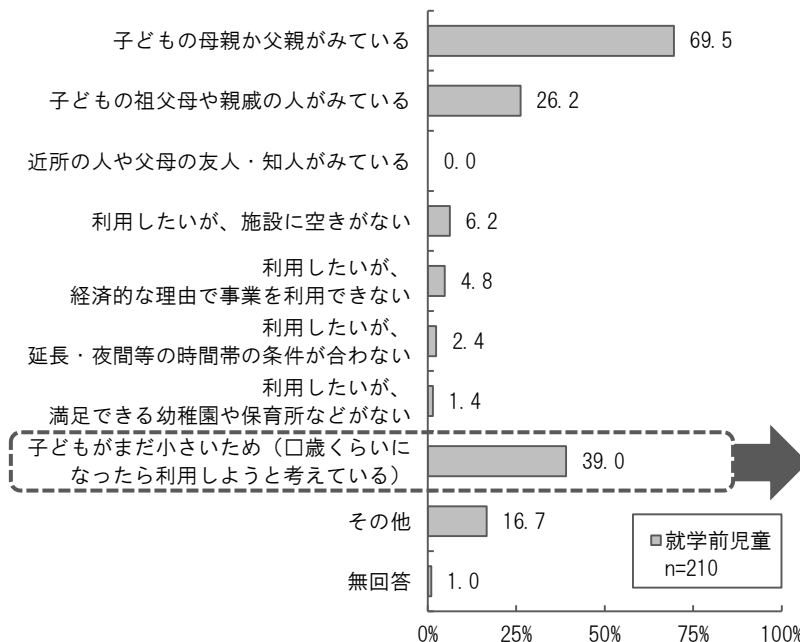
○利用していない理由は、「子どもの母親か父親がみている」（69.5%）、「子どもがまだ小さいため（〇歳くらいになったら利用しようと考えている）」（39.0%）で、そのうち45.1%が、「3歳」くらいになったら利用を開始したいと考えています。

○希望する時期に教育・保育事業が利用できるよう事業体制・運営等の改善について検討する必要があります。

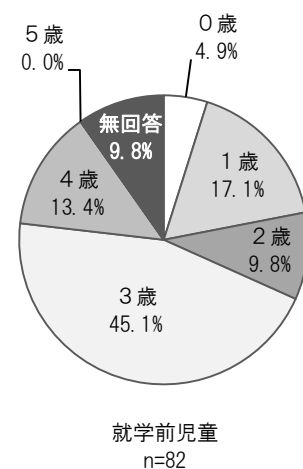
■ 平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由



■ 教育・保育事業を利用していない理由



■ 利用を希望する子どもの年齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 地域の子育て支援事業の認知度・利用状況と今後の利用希望について

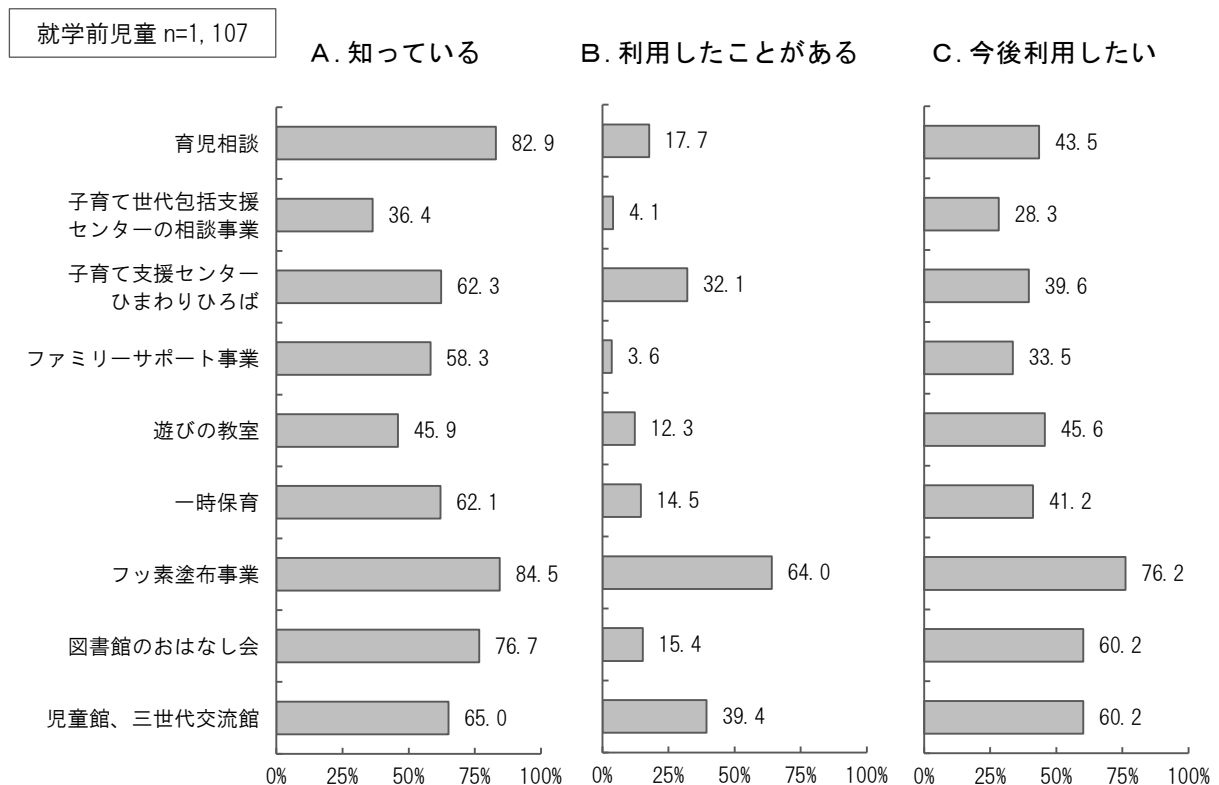
○地域の子育て支援事業の認知度をみると、「フッ素塗布事業」(84.5%)、「育児相談」(82.9%)で8割を超えています。一方、「遊びの教室」(45.9%)、「子育て世代包括支援センターの相談事業」(36.4%)は5割を下回っています。

○利用状況をみると、「フッ素塗布事業」(64.0%)が最も高くなっています。一方、「子育て世代包括支援センターの相談事業」(4.1%)、「ファミリーサポート事業」(3.6%)は1割に満たない状況です。

○今後の利用希望をみると、「フッ素塗布事業」(76.2%)、「図書館のおはなし会」「児童館、三世代交流館」(各60.2%)で6割を超えています。「子育て世代包括支援センターの相談事業」(28.3%)は3割未満となっています。

○地域の子育て支援事業の利用者を増やすためには、利用者の視点に立って、子育て世帯のニーズに沿った事業内容や運営方法を再検討するとともに、各事業について保護者への周知・利用勧奨の推進が必要となります。

■ 地域子育て支援拠点事業の認知度、利用状況、今後の利用希望



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

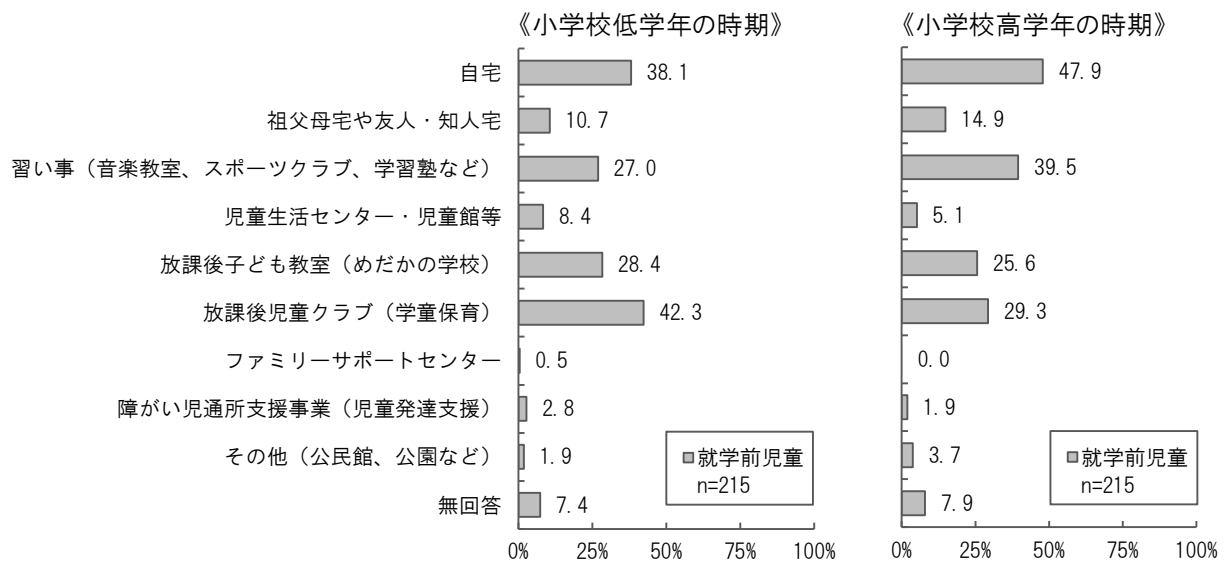
（４）平日の放課後の過ごし方について

○就学前児童では、放課後の過ごし方として、低学年時期は42.3%、高学年時期は29.3%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。

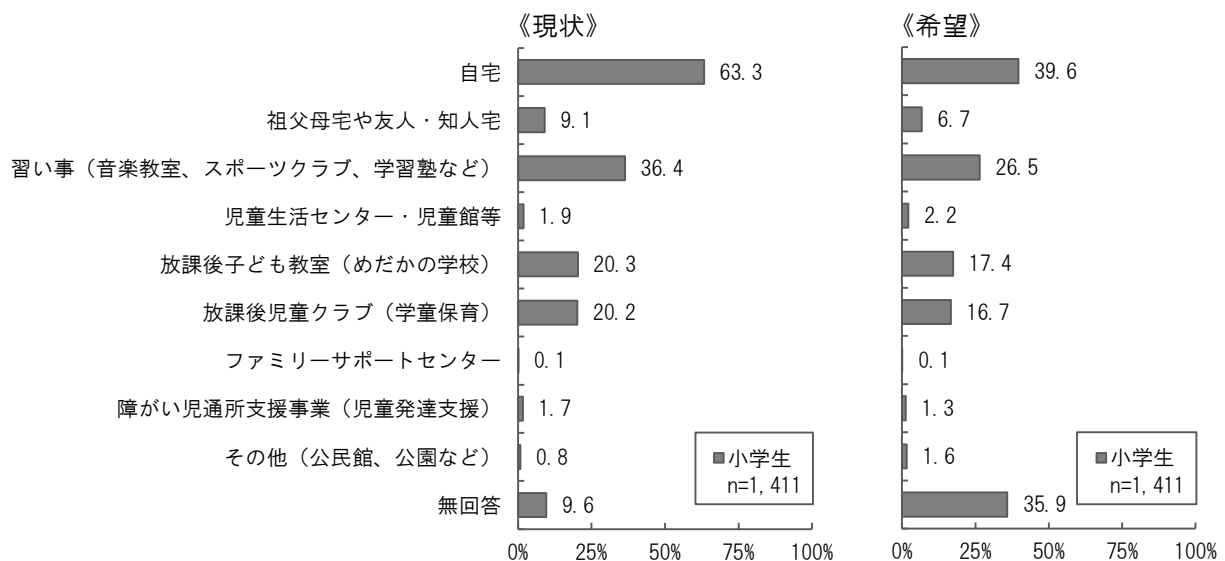
○小学生では、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用者は20.2%、利用希望者は16.7%となっています。

○子どもの放課後の安全な過ごし方として、「放課後児童クラブ（学童保育）」は一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

■ 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）



■ 放課後の過ごし方の現状と希望（小学生）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

「田村市子ども・子育て事業計画」は、市が設定した基本理念の実現に向けて、5つの基本目標と18推進施策並びに108事業により構成されています。施策の進捗評価では、各取組事業の進捗状況を取りまとめました。

その結果、「完了」が6事業（5.6%）、「実施中・継続」が96事業（88.9%）、「要見直し」が1事業（0.9%）、「未実施」5事業（4.6%）という進捗評価となりました。

■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	完了・廃止	実施中・継続	要見直し	未実施
計画全体	108	6	96	1	5
基本目標Ⅰ 安心して住むことができるまちづくり	3	0	3	0	0
(1) 定住ができる条件の整備	3	0	3	0	0
基本目標Ⅱ 安心して生み育てることができるまちづくり	34	5	24	1	4
(1) 安心して生むことのできるための支援	4	0	4	0	0
(2) 安心して子育てができるための支援	15	1	10	1	3
(3) 生活支援の充実	10	3	7	0	0
(4) 子育てコミュニティの拡充	5	1	3	0	1
基本目標Ⅲ 健康な子どもを育てることができるまちづくり	21	0	21	0	0
(1) 新生児・乳幼児の健康管理の充実	13	0	13	0	0
(2) 児童及び生徒の健康管理の充実	3	0	3	0	0
(3) 地域医療体制の充実・強化	5	0	5	0	0
基本目標Ⅳ こころ豊かな子どもを育てることができるまちづくり	22	1	21	0	0
(1) 家庭教育の充実	2	0	2	0	0
(2) 学校教育の充実	10	0	10	0	0
(3) 食育の推進	2	0	2	0	0
(4) 学校を拠点とした地域コミュニティの形成	3	0	3	0	0
(5) 交流をととした学習機会の拡充	5	1	4	0	0
基本目標Ⅴ 子育てを地域全体で支えるまちづくり	28	0	27	0	1
(1) 安全に暮らせる地域環境の確立	10	0	9	0	1
(2) 子ども同士の活動の活性化	3	0	3	0	0
(3) 虐待防止と要保護児童への支援	7	0	7	0	0
(4) 男女共同参画の推進	2	0	2	0	0
(5) 青少年健全育成施策の推進	6	0	6	0	0



6 本市における子育て支援に関わる課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「田村市子ども・子育て援事業計画」の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 孤立した子育て環境にいる保護者への支援

子育て中の保護者の大半は、祖父母等の親族や友人・知人に相談し、協力も得られています。ニーズ調査において協力者が「いずれもない」と回答した就学前児童保護者が5.3%、小学生保護者が6.9%、「気軽に相談できる相手がいない」と回答した保護者が就学前児童で3.4%、小学生で7.7%いました。

孤立した子育て環境にいる保護者に対して、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べる必要があります。

課題2 公的な相談機関の周知と相談しやすい環境づくり

ニーズ調査では、気軽に相談できる相手先に「子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館等）・NPO」や「市の子育て関連担当窓口（こども未来課）」、「保健所・保健センター」、「民生委員・児童委員」等の公的な相談機関と回答した割合は低くなっています。

公的な相談機関の周知を図るとともに、相談しやすい環境づくりが求められます。

課題3 母親の就労状況の変化

ニーズ調査において、母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童保護者が78.4%、小学生保護者が83.1%と割合は高くなっています。

ニーズ調査では、本市の定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は79.0%ですが、未利用者の多くは「子どもの母親か父親がみている」、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」と回答していますが、今後、保護者の就労率向上や核家族化により、幼稚園の預かり保育や保育所、放課後児童クラブのニーズが高まる可能性があります。

課題4 育児休業を取得または取得中の父親は、就学前児童の保護者2.5%

ニーズ調査では、お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は、就学前児童保護者が72.6%、小学生保護者が59.1%、父親は就学前児童保護者が2.5%、小学生保護者が0.8%となっています。育児休業の取得率が向上しているとみられますが、依然として父親の取得率は低いままです。



父親の育児休業取得に向け、市内事業所への公的支援制度の周知・普及に加え、職場環境整備の促進を図り、父親が積極的に育児に携わる契機の創出が求められます。



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

将来のまちづくりを担う子どもたちは地域の宝であり、子どもたちが健やかに育つことは市民すべての願いです。しかし、少子・高齢化の進展により、本市の子どもたちも年々減少しています。さらに、共働き家庭やひとり親家庭など子どもたちを取り巻く環境が変化し、親の子育ての負担は大きくなる一方です。

このようなことから、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減に配慮した施策を推進する必要があります。

田村市で生まれ育つ一人ひとりの子どもが、家庭や地域社会の中で、明るく元気に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまち、さらには、安心して子どもを産み育てることができる環境の中で、親自身も育つことができるまちの実現を目指し、第1期計画の基本理念を継承します。

「未来を担う人づくり」
みんな元気な子どもたち 地域で支えるいきいき子育て

(1) みんな元気な子どもたち

将来のまちづくりを担うのは、ここで育つ子どもたちです。

子どもが健やかに生まれ、心も体も健康で元気に育つための環境づくりに取り組みます。

(2) 地域で支える

核家族化や少子化の進展等により、親の子育ての負担は大きくなっています。

子どもたちを、地域みんなの愛情で育みながら、子育て中の親同士の交流や近隣の大人たちが子どもを見守るなど、市民が子育てを支えあうしくみが大切です。

(3) いきいき子育て

子どもの成長や、子育てが楽しいと思えるように、親や子どもの不安の解消を図ることが重要です。

一人ひとりの個性や感性、能力を発揮できるしくみをつくり、みんなが安心していきいきと子育てできるよう希望のもてるまちづくりが重要です。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 安心して住むことができるまちづくり

出産や子育てをする家庭が、安心して暮らすことができるよう、就労機会の創出及び就労支援に取り組みます。また、経済的に負担の大きな若者世帯やひとり親家庭等が、本市に安心して住み続けられるよう住宅等の確保に努めます。

基本目標Ⅱ 安心して生み育てることができるまちづくり

妊娠・出産の不安を和らげ、健康な子どもを出産できるよう健診の実施や相談体制の充実を図ります。

また、安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めるとともに、保育や医療等に要する費用負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する経済的な支援を行いながら、今後、国が創設する各種手当支給制度などの動向を踏まえ、必要があれば見直しや検討を行います。

さらに、子育て中の親同士の交流や、子育て支援団体等育成支援を行うなど、子育ての不安を解消し安心して育てられるよう、地域全体での子育て家庭の支援に取り組みます。

基本目標Ⅲ 健康な子どもを育てることができるまちづくり

子どもが心身ともに健康に育つよう、保育所や幼稚園、小・中学校、保健課など関係機関が連携・協力し、健康診査及び相談・指導が受けられるよう体制の充実を図ります。

また、医療機関の協力のもと、必要な医療が受けられるよう体制を整備します。

基本目標Ⅳ こころ豊かな子どもを育てることができるまちづくり

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、家庭や学校、地域社会の果たす役割は重要です。

相談や学習の場を設けるなど家庭での教育の充実を促進するとともに、学校教育においては、すべての子どもが安心して、より質の高い教育を受けることができるよう環境整備に努めます。

また、地域社会等との交流をとおして幅広い学習の体験機会を提供し、豊かな人間性と個性の育みを支援します。

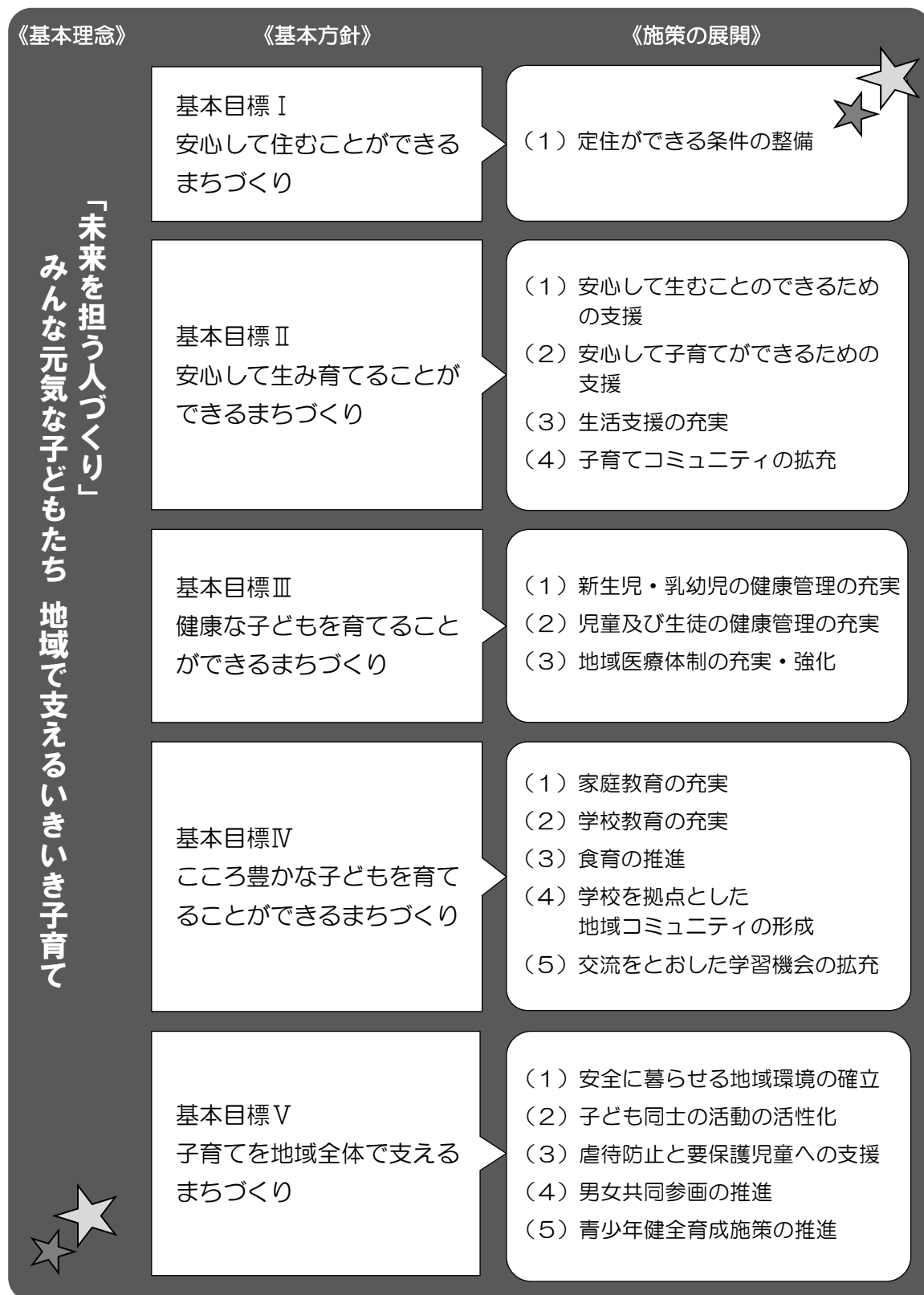
基本目標Ⅴ 子育てを地域全体で支えるまちづくり

近年、子どもが被害にあう犯罪や事故が少なくありません。子どもたちが安全に安心して生活できるよう、交通安全環境の整備や防犯体制の強化など、安全な地域社会づくりを推進します。



また、家庭の経済状態や地域における家庭の孤立化など、複雑化する子どもを取り巻く環境に対応していくため、家庭や地域、関係機関が協力して、子どもの虐待防止や青少年健全育成活動に取り組みます。

3 施策の体系図





第4章

第1期計画の評価と 施策の展開



第4章 第1期計画の評価と施策の展開

次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」（以下「指針」という。）については、2015年4月から適用され、本計画においてもこの指針に即して次世代育成支援対策の実施に関して策定しています。市町村は、指針に即して地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5年ごとに計画を策定ができるとされています。このため、前期計画（第1期計画）に係る必要な見直しを2019年度までに行った上で2020年度から2024年度を期間とする後期計画（本計画）の策定が望ましいとされています。

今回の改正事項は以下の9項目が指摘されていますが、本市は現状の課題や今後の施策の方向性を踏まえて第1期計画で改訂が必要な施策について追加・修正を行いました。

- ① 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日付け文部科学大臣、厚生労働大臣連名通知）の策定を踏まえた、放課後児童対策の考え方に関する記載の追加
- ② 2016年以降の累次の児童福祉法等の改正「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた、児童虐待防止に関する記載の追記
- ③ 社会的養育の充実「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき策定する旨の更新
- ④ 子育て世代包括支援センターや産後ケア、新生児聴覚検査等に関する記載の追加
- ⑤ 医療的ケア児に関する記載の追加
- ⑥ 登下校防犯プラン（平成30年6月22日関係閣僚会議決定）や未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）に関する記載の追加
- ⑦ 住生活基本計画（平成28年3月18日閣議決定）を踏まえた、良質な住宅の確保に関する記載の更新
- ⑧ 育児・介護休業法の改正を踏まえた、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に関する記載の充実
- ⑨ 働き方改革関連法の成立等を踏まえた、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備に関する記載の充実

基本目標Ⅰ 安心して住むことができるまちづくり

出産や子育てをする家庭が、安心して暮らすことができるよう、就労機会の創出及び就労支援に取り組みます。また、経済的に負担の大きな若者世帯やひとり親家庭等が、本市に安心して住み続けられるよう住宅等の確保に努めます。

施策1 定住ができる条件の整備

① 就労機会の創出と安定した職場の確保

○就労機会の創出

第1期評価	実施中・継続	担当課	経営戦略室
-------	--------	-----	-------

企業立地環境の整備を進め、成長が見込める業態の情報を分析するなど、新規企業誘致とともに既存企業への働きかけにより増設等雇用機会の増進を図ります。

○母親の就労支援

第1期評価	実施中・継続	担当課	経営戦略室
-------	--------	-----	-------

市地域職業相談室（ALPHA）の利用を促すとともに、就労に際しての保育所等利用の支援を図ります。

② 安心してすごせる住宅等の供給

第1期評価	実施中・継続	担当課	経営戦略室
-------	--------	-----	-------

増加傾向にあるひとり親家庭向けの住宅について、計画的に供給します。

基本目標Ⅱ 安心して生み育てることができるまちづくり

妊娠・出産の不安を和らげ、健康な子どもを出産できるよう健診の実施や相談体制の充実を図ります。

また、安心して子育てができるよう保育サービスの充実に努めるとともに、保育や医療等に要する費用負担の軽減を図るため、子育て家庭に対する経済的な支援を行いながら、今後、国が創設する各種手当支給制度などの動向を踏まえ、必要があれば見直しや検討を行います。

さらに、子育て中の親同士の交流や、子育て支援団体等育成支援を行うなど、子育ての不安を解消し安心して育てられるよう、地域全体での子育て家庭の支援に取り組みます。

施策1 安心して生むことのできるための支援

① 安心して妊娠・出産できるための支援

○不妊治療への支援

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

保険診療の適用とならない体外受精、顕微鏡受精に限り治療費の一部を助成します。

○妊産婦健康診査

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

全妊婦に妊婦健診（15回）と産後1か月健診を助成することにより、安心して出産ができる体制を確保します。

○妊産婦医療費の助成

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

妊娠4か月～分娩月までの医療費を助成します。

○妊産婦訪問指導

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

妊産婦の不安を軽減し、健やかに妊娠・出産できるよう、家庭訪問により健康状態の把握や疾病の早期発見、相談を行います。

施策2 安心して子育てができるための支援

① 幼保の一元化

第1期評価	未実施	担当課	こども未来課
-------	-----	-----	--------

保育所及び幼稚園を統廃合し、保育と教育を一体的に行う幼保一元化施設の整備について検討します。

② 保育所の充実

○「0～5歳児」保育環境の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

生活形態の変化や家族構成の変化による低年齢児の保育ニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

○一時保育の実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

女性の就労形態の多様化や保護者の傷病等により児童の面倒をみられない時、その児童を一時的に保育します。

○特定保育の実施

第1期評価	完了・廃止	担当課	こども未来課
-------	-------	-----	--------

週2、3日程度又は午前か午後の必要な時間帯に応じて柔軟に利用できる保育サービスを提供する事業でしたが、2017年の条例改正により、事業廃止となりました。

○障害児保育の充実

第1期評価	要見直し	担当課	こども未来課
-------	------	-----	--------

障害のある子どもを集団で保育することにより、障害児の発育の補助と家庭での負担の軽減を図ります。

○延長保育の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

保護者の就労形態の多様化に対応するため、午後6時30分から午後7時まで延長して保育を実施します。



○休日保育の検討

第1期評価	未実施	担当課	こども未来課
-------	-----	-----	--------

保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日保育の実施について検討します。

○病児・病後児保育の検討

第1期評価	未実施	担当課	こども未来課
-------	-----	-----	--------

保護者の就労支援にむけて、星総合病院を運営母体とし、民営化する保育園での受け入れを検討します。

○待機児童の解消

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

待機児童解消のため、受け入れ枠の拡大を推進します。

○保護者の子育て支援の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や保育所の特性を生かして保護者や地域の子育て家庭への支援を行います。また、保護者等に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別に支援を行います。

③ 放課後児童クラブの拡大

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

小学1～6年生を基本に受け入れを行っており、利用児童の増加に対応するため定員増や施設増の検討を行います。

学童保育が利用できない地域もあることから、利用児童の拡大に向けた実施の可否について検討するとともに、めだかの学校との連携・協力等について検討します。

2020年度より、民営化を予定しています。

④ ファミリーサポートセンター事業の実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

利用者の増加に向けて広報活動を実施するとともに、受け入れ体制の充実に向けて講習会・交流会等を開催します。

⑤ 育児休業制度の普及と促進

第1期評価	実施中・継続	担当課	商工課
-------	--------	-----	-----

広報誌等を通じて積極的に国の制度等の紹介を行い、企業等の雇用環境の整備を促進します。

⑥ 子育て支援センターの活用

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

田村市子育て支援センターにおいて、ひまわりひろばや育児教室及び出前講座の実施や育児相談、サークル活動の援助等、子育て家庭への支援と保護者同士のつながりを深める取り組みを行います。

⑦ 相談体制の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う子育て支援の拠点となる場を整備し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や、子育てに関する相談・助言、関係機関との連絡調整等の充実を図ります。

施策3 生活支援の充実

① 各種手当での支給

○児童手当の支給

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

中学校修了までの児童を対象に国の基準により支給します。

○児童扶養手当の支給

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

- ・児童1人：月額41,020円（全額支給者の場合）
- ・児童2人：上記に5,000円加算
- ・児童3人目から1人増すごとに6,110円を加算（全額支給者の場合）

※2020年4月1日現在

○子育て応援券事業（旧「出生児誕生祝金支給事業」）

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

2017年度に出生児誕生祝金を廃止し、2018年度からは、子育て応援券（商品券の給付）事業へ移行しています。

- ・第1子・第2子：出生時、1歳の誕生日に30,000円の商品券
- ・第3子以降：出生時、1歳の誕生日に30,000円の商品券、2歳の誕生日に100,000円の商品券

② 保育料等の軽減化

○市保育所保育料、市特別保育所保育料、市立幼稚園保育料等の軽減

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

市立保育所の3～5歳児の保育料、市立幼稚園の入園料及び保育料、預かり保育の無料化を実施します。

○給食費の無償化(新規)

第1期評価	—	担当課	こども未来課
-------	---	-----	--------

2019年10月の幼児教育・保育の無償化と同時に、給食費の無償化を実施します(私立は、上限4,000円とします)。

○私立幼稚園就園補助

第1期評価	完了・廃止	担当課	こども未来課
-------	-------	-----	--------

私立幼稚園に入所の児童3歳児月額13,000円、4歳児月額12,500円、5歳児月額15,100円を上限に補助を行ってきましたが、2019年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い廃止しました。

○地域保育施設事業費補助(認可外保育施設に対する補助)

第1期評価	完了・廃止	担当課	こども未来課
-------	-------	-----	--------

認可外保育施設に入所の児童3歳児月額13,000円、4歳児月額12,500円、5歳児月額15,100円を上限に補助を行ってきましたが、2019年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い廃止しました。

○在宅で養育している保護者へ、子育て支援奨励金の実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

在宅で保育をしている3・4・5歳児の保護者へ、1人月額5,000円の補助を実施します。

○放課後児童クラブ保育料の軽減

第1期評価	完了・廃止	担当課	こども未来課
-------	-------	-----	--------

放課後児童クラブの無料化を実施してきましたが、2019年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い廃止しました。

③ 医療費助成制度の充実

○乳幼児及び児童医療費の助成

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

18歳以下の乳幼児及び児童の医療費の自己負担分の一部を助成します。



○ひとり親医療費助成

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

ひとり親家庭等の生活の安定と健康の保持増進を図るため、児童と養育している親の医療費の自己負担分の一部を助成します。

施策4 子育てコミュニティの拡充

① 交流機会の拡大

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

保健センター、児童館が開催する「親子ふれあい事業」や田村市主催の「にこたむフェス」等の事業内容の充実を図ります。

② 子育てグループの育成

○自主子育てグループの育成・充実

第1期評価	未実施	担当課	こども未来課
-------	-----	-----	--------

交流機会をとoshした自主子育てグループの育成・充実を図ります。

○常設の交流サロンの充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

子育て支援センターの充実を図るとともに、各地域に定期的に出前講座や遊びの教室を実施するなど地域での子育て支援の充実を図ります。

③ 母子愛育会の育成と充実

第1期評価	完了・廃止	担当課	保健課
-------	-------	-----	-----

地域での健康な暮らしを応援する組織として活動し、特に子育て家庭への声かけや見守りを行ってきましたが、2018年度で事業を完了しました。

④ 母子保健推進員活動の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

乳幼児健診等の協力を通じて子育てを見守り、必要なアドバイスを行います。

基本目標Ⅲ 健康な子どもを育てることができるまちづくり

子どもが心身ともに健康に育つよう、保育所や幼稚園、小・中学校、保健課など関係機関が連携・協力し、健康診査及び相談・指導が受けられるよう体制の充実を図ります。

また、医療機関の協力のもと、必要な医療が受けられるよう体制を整備します。

施策1 新生児・乳幼児の健康管理の充実

① 新生児・乳幼児保健活動の充実

○新生児・乳児に対する訪問指導(こんにちは赤ちゃん事業)

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

新生児・乳児を家庭訪問し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○4か月児健康診査

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

問診・身体測定・内科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。また、ブックスタート事業(赤ちゃん絵本を楽しみ体験をする活動)も健診時に実施しています。

○10か月児健康診査

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

問診・身体測定・内科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。また、ブックスタート事業(赤ちゃん絵本を楽しみ体験をする活動)も健診時に実施しています。

○1歳6か月児健康診査

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

問診・身体測定・内科健診・歯科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○2歳児歯科健康診査

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

問診・身体測定・歯科健診などを実施します。

○3歳児健康診査

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

問診・身体測定・内科健診・歯科健診などを実施し、異常の早期発見と養育者の育児不安の軽減を図ります。

○1歳児育児教室(旧「育児相談(7か月児)」)

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

7か月児を対象に発育、発達、離乳食相談、ブックスタート事業(赤ちゃんと絵本を楽しむ体験をする活動)などを実施してきましたが、2017年度に利用動向等を精査し、2018年度から1歳児育児教室に変更しました。

○未受診者フォローアップ事業

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

未受診者への電話相談・訪問によりサポートします。

○離乳食教室

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

離乳食の実習・相談などを実施します。

② 健診の事後指導の充実

○心身の発達に遅れがみられる場合や養育上の心配がある場合の個別指導

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

健診後のカンファレンスで発達や養育上の支援が必要かどうかを検討し、必要な方に対しては、すすく教室を勧めたり、養育支援として家庭訪問等を実施します。

○精密検査(身体・精神等精密健康診査、専門医療機関)

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

精密検査の受診率の向上に努めます。

○訪問指導(保健師が対応)

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

健診の事後管理で訪問による支援が必要な方に対し家庭訪問による指導を行います。

○療育相談(すすく教室)

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

心身発達面で相談のある方を対象に毎月1回実施。遊びを通しての発達支援を中心に個別に医療・福祉・教育等について支援事業者、臨床心理士、言語聴覚士が相談に応じます。

施策2 児童及び生徒の健康管理の充実

① 健診・検査の継続

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課、教育総務課
-------	--------	-----	--------------

学校医による健康診断（内科、歯科、眼科）及び各種検診（尿検査、心電図検査、血液検査）を実施します。

② 事後指導の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課、学校教育課
-------	--------	-----	--------------

健康管理カードを活用した健診時の個別指導及び、児童生徒と保護者の健康教室を実施します。

③ 思春期保健活動の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課、学校教育課
-------	--------	-----	-----------

各小・中学校と保健課が連携して、思春期講話、肺がん予防教室、思春期保健福祉体験事業、赤ちゃんふれあい体験などを実施します。

施策3 地域医療体制の充実・強化

① 病院、診療所連携による市内診療体制の強化

○保健・医療ネットワークの確立

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

田村医師会と田村一市二町の保健・医療ネットワークを継続します。

○高度情報通信ネットワークの確立

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

福島県救急医療情報システムの活用を継続します。

○市営診療所の診療体制の継続

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

医科・歯科の診療体制の継続に努めます。

○たむら市民病院開院（新規）

第1期評価	—	担当課	保健課
-------	---	-----	-----

2019年7月1日に、たむら市民病院が開院しました。今後、病児・病後児の受け入れ等での連携を視野に入れ、検討していきます。

② 休日・夜間診療体制の充実

○休日診療

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

田村地方休日在宅当番医制委託事業を継続して実施します。

○夜間急患への対応体制の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

田村地方夜間診療所により夜間医療体制を、田村医師会と一市二町で継続して実施します。

基本目標Ⅳ こころ豊かな子どもを育てることができるまちづくり

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、家庭や学校、地域社会の果たす役割は重要です。

相談や学習の場を設けるなど家庭での教育の充実を促進するとともに、学校教育においては、すべての子どもが安心して、より質の高い教育を受けることができるよう環境整備に努めます。

また、地域社会等との交流をととして幅広い学習の体験機会を提供し、豊かな人間性と個性の育みを支援します。

施策1 家庭教育の充実

① 家庭からの相談・家庭教育学級の充実

○児童や家庭からの相談への対応

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

子育て支援センターと保育所等各施設の連携を強化し、相談業務の充実を図ります。

○育児関連情報の提供

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

市政だよりや子育て支援センター発行の「ひまわり」（年12回発行）などの広報紙を活用し、子育てに関する情報を掲載します。

施策2 学校教育の充実

① 就学前教育の充実

○市立幼稚園の2年保育の実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

小学校就学前2年又は1年の子どもに主体的な遊びを十分に確保しながら、生涯にわたる人間形成の基礎を養います。

○幼稚園施設等における子育て支援の推進

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課、生涯学習課
-------	--------	-----	--------------

幼稚園施設での「預かり保育」、小学校施設での「放課後子ども教室(めだかの学校)」の実施を通して、保護者の子育てを総合的に支援します。



○幼稚園児の預かり保育の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

不規則な預かり時間等に対応できる職員体制の整備など充実を図ります。

② 義務教育の充実

○幼・小・中連携による学力向上のための研究体制の整備

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

各中学校区毎に幼・小・中連携推進計画に基づき実践します。

○基礎学力の向上と個々に応じた指導の充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

各学校において学力向上推進会議の計画に基づき、授業改善ときめ細かな指導の工夫を行います。

○小・中学校で授業研究や学力検査などの実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

各校の状況に応じて授業研究会を実施するほか、市学力検査や全国学力学習状況調査など各種調査を実施し、学力向上を図ります。

○小・中学生の給食費の一部無償化(新規)

第1期評価	—	担当課	学校教育課
-------	---	-----	-------

2019年度より小・中学校に在籍している児童生徒のうち、2人目以降の学校給食費を無償とします。

○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の導入(新規)

第1期評価	—	担当課	学校教育課
-------	---	-----	-------

中学校区ごとに協議会を設置し、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進していきます。

③ 障害をもつ子どもの早期療育体制の整備

○障害の早期発見

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

乳幼児の健診等の徹底・充実を図り、障害の早期発見から相談支援へと継続していく体制を強化します。

○療育施設の広域的整備

第1期評価	実施中・継続	担当課	社会福祉課
-------	--------	-----	-------

第5期田村市障害福祉計画及び福島県障がい者福祉計画により療育体制の充実・強化を図ります。

○障害児教育の充実(専門教員の確保、サポート体制の充実等)

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

教育委員会、福祉、保健の各部門が連携し、特別支援教育体制の充実を進めるため、多様な教育機関の確保を図ります。

④ 相談支援機関の整備

○総合的な支援窓口とコーディネーターの配置

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

全中学校に「心の教室相談員」を配置し、生徒が心のゆとりを持てる環境づくりを推進します。また、障害等のある幼児・児童のため、特別支援教育支援員を幼稚園、小学校等に配置し、支援を行います。

施策3 食育の推進

① 食に関する学習

○保健センター等で妊産婦及び乳幼児の正しい食習慣の指導

第1期評価	実施中・継続	担当課	保健課
-------	--------	-----	-----

乳幼児健康診査時等に栄養士により離乳食、幼児食の内容や与え方、食習慣に関する指導を行います。

○親子を対象とした地域の特産、伝統料理教室等の開催

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

伝統料理の掘り起こしなど内容の充実を図るとともに、公民館等との連携により参加者の拡大を図ります。

施策4 学校を拠点とした地域コミュニティの形成

① 学校を利用した地域内交流

○地域の子どもを地域で育てるためのコミュニティづくり

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力により、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指し、地域の実情に応じた学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的取組みを促進し、地域の教育力の向上を図ります。

○コミュニティの核としての学校等活用の検討

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

地域活動に対する学校の開放を、全校で継続して実施します。



○学校施設の多面的利用

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

学校施設の管理と安心安全な学校環境づくりを両立させ、多面的利用を図ります。

施策5 交流をととした学習機会の拡充

① 交流型学習機会の拡充

○学校での研究成果を地域に発表

第1期評価	完了・廃止	担当課	学校教育課
-------	-------	-----	-------

交流型学習（小学生サマースクール、英語集中プログラムなど）を実施しました。

② 地域内交流の推進

○チャレンジ教室、のびのびチャレンジ教室等

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

チャレンジ教室、のびのびチャレンジスクール等の少年教室、放課後子ども教室との連携及び内容の充実を図ります。

○「おはなし会」図書館事業：子どもと大人を対象、読み聞かせ等

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

田村市子ども読書プラン（子ども読書活動推進計画）の具現化に向け、地域ボランティアの発掘及び支援団体の拡充、育成に努めます。

○「このゆびとまれ」児童館事業

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

児童や親を対象に集団遊び等によるふれあい交流を図ります。

③ 地域間・地域外交流機会の拡大

○姉妹都市交流派遣事業（マンズフィールド市）

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

豊かな国際感覚を身につけ、将来の田村市を担う人材を育成するため、中学生海外派遣研修事業を実施します。

基本目標Ⅴ 子育てを地域全体で支えるまちづくり

近年、子どもが被害にあう犯罪や事故が少なくありません。子どもたちが安全に安心して生活できるよう、交通安全環境の整備や防犯体制の強化など、安全な地域社会づくりを推進します。

また、家庭の経済状態や地域における家庭の孤立化など、複雑化する子どもを取り巻く環境に対応していくため、家庭や地域、関係機関が協力して、子どもの虐待防止や青少年健全育成活動に取り組みます。

施策1 安全に暮らせる地域環境の確立

① 交通安全教室の開催

○交通安全教室の実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

子どもの時から交通安全に対する教育を行い、車社会に対応できるよう交通安全教室を開催します。

○警察、交通安全協会をはじめとした各種交通安全団体との連携

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

各団体が開催する交通安全活動に協力します。

② 安全な通学環境の確保

○登下校の児童・生徒に対する交通安全街頭指導の徹底

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

安全の日等や交通安全運動期間に限らず、日常的に実施するよう努めます。

○通学路の危険箇所の点検と改善の強化

第1期評価	実施中・継続	担当課	教育総務課
-------	--------	-----	-------

関係機関と連携して安全マップを作成し、通学時の危険箇所などの把握に努めます。

○小・中学生集団登下校

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

子どもの安全を図るべく、各学校の判断により集団登下校を実施します。

③ 防犯体制の強化

○「子ども110番の家」の確保

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

学校とPTA・地域が連携し確保します。



○防犯灯の設置

第1期評価	実施中・継続	担当課	生活環境課
-------	--------	-----	-------

防犯上必要な個所への設置に努めます。

○教員を対象にした防犯訓練の実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

各学校毎に計画的に実施します。

○防犯指導隊によるパトロール

第1期評価	未実施	担当課	学校教育課
-------	-----	-----	-------

防犯指導隊員によるパトロールに努めます。

○ボランティア及び老人会等による、通学見守り指導

第1期評価	実施中・継続	担当課	学校教育課
-------	--------	-----	-------

行政局単位及び学校単位などで見守り隊が組織され実施されています。今後も地域をあげて防犯体制の強化を図ります。

施策2 子ども同士の活動の活性化

① 子どもコミュニティの醸成

○小学校を活用した放課後コミュニティ

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

学校及び地域の協力により異学年集団の活動をとおり、自主性、創造性、社会性、思いやりの心の育成などを図ります。

○スポーツ少年団・子ども会活動の振興

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

さらなる展開を図るため、地域指導者の発掘、育成に努めます。

○児童館の整備、拡充

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

子ども同士のコミュニティの育成のため、児童館の整備及び事業の充実を図ります。

○屋内の遊び場の整備(新規)

第1期評価	—	担当課	こども未来課
-------	---	-----	--------

第2期計画期間中のオープンを目指し、子ども向けの屋内遊び場の整備を進めています。

施策3 虐待防止と要保護児童への支援

① 児童虐待防止体制の整備

○虐待を早期発見するための体制強化

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

児童虐待を早期発見するためにマニュアル等の作成を行い、保育所、幼稚園、小・中学校との連携強化を図ります。

○虐待防止のための啓発活動

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

児童虐待防止のための啓発を市の広報紙やチラシの配布、ホームページ等で実施します。

○関係機関との連携強化

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

個別事案に応じケース会議等を開催し、情報共有及び連携強化を図ります。

② 要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談員の配置

○要保護児童対策地域協議会での支援

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議、並びにケース検討会議等を引き続き開催し、要保護児童等に対する支援を行います。

○家庭児童相談員(子ども家庭支援員)の相談・支援

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

2020年4月1日から子ども家庭総合支援拠点を設置し、助言や指導の体制を強化します。

○支援に対する早期SOSの発見及びカウンセリングの充実

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課、学校教育課
-------	--------	-----	--------------

虐待や子どもからのSOSサインを早期に発見するため関係機関と連携を密にし、さらなる連携の強化を図ります。

○児童相談所など県機関との連携

第1期評価	実施中・継続	担当課	こども未来課
-------	--------	-----	--------

児童相談業務については、福島県中児童相談所等と連携を密にして指導を実施しており、引き続き、各種機関との連携の強化に努めます。

施策4 男女共同参画の推進

① 家庭における男女共同参画の推進

○男女共同参画推進のための啓発活動の実施

第1期評価	実施中・継続	担当課	社会福祉課
-------	--------	-----	-------

男女共同参画計画にもとづき、田村市男女共同参画推進条例の制定や審議会の設置、講演会を実施し、普及・啓発を図ります。

○学校や職場での男女共同参画学習機会の拡大

第1期評価	実施中・継続	担当課	社会福祉課
-------	--------	-----	-------

男女共同参画計画にもとづき、フォーラム等の開催により学習機会の拡大に努めます。

施策5 青少年健全育成施策の推進

① 青少年を取り巻く社会環境の浄化

○有害環境の浄化意識の啓発や活動の促進

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

各地区公民館ごとに「田村っ子のルール10」看板の設置や市ホームページによる周知、有害図書類自動販売機の図書類取り扱い業者の点検・指導、子供会活動における集団夜警などによる活動の促進を図ります。

○青少年問題解決のための情報の共有化と、連携の強化

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

青少年健全育成市民会議において、青少年問題解決に向けた情報の共有化及び連携の強化を図ります。

② 青少年を育むふれあいと活力のある地域づくり

○地域における青少年育成活動のネットワークづくり

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

青少年健全育成市民会議支部が中心となり、情報の共有及びネットワークの強化を図ります。

○子どもと大人が参加する地域・団体活動の奨励

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

地域ボランティアなどを巻き込んでのさらなる推進、結成を推し進めるとともに、育成研修会等を実施します。



③ 適切な行動選択のできる自立した青少年の育成

○青少年の個性・能力を発揮する機会の充実

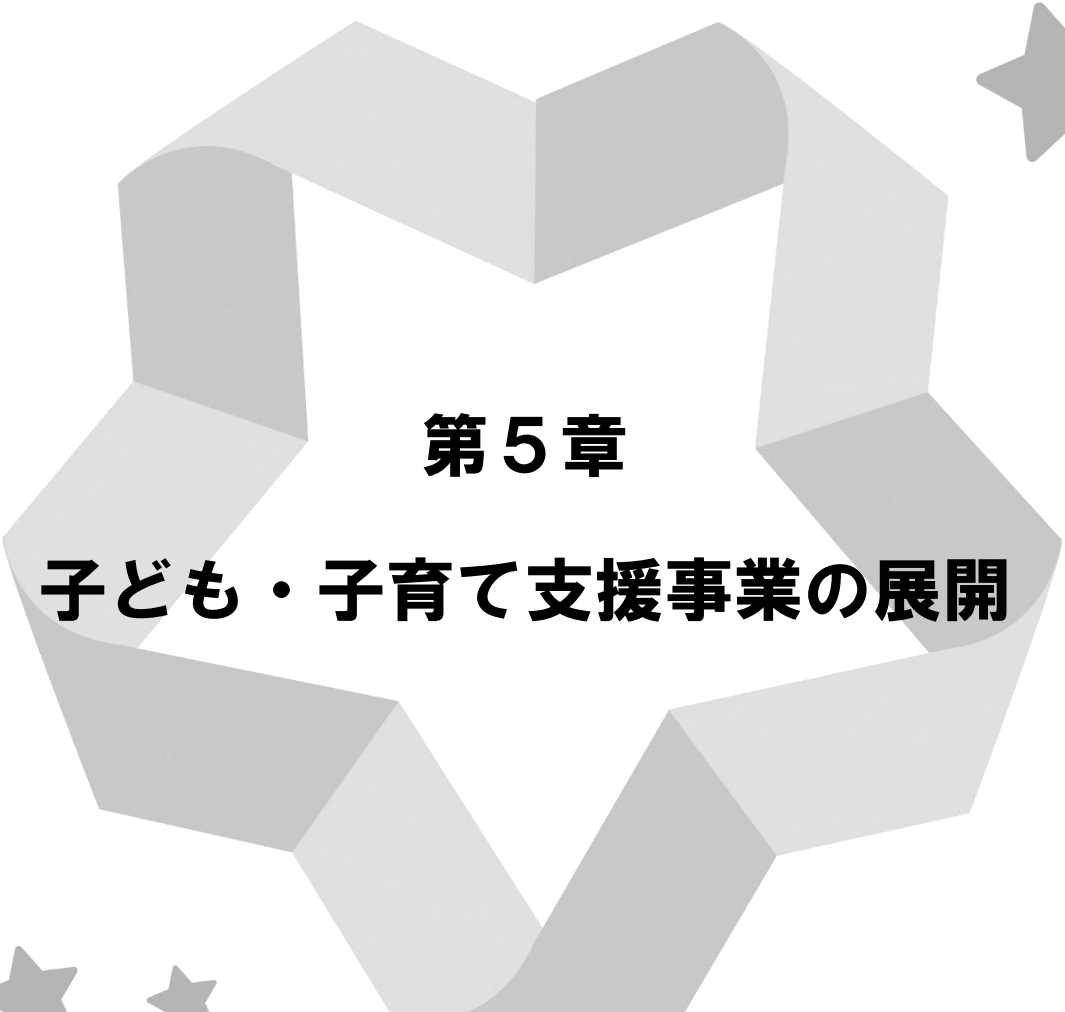
第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

好ましい人間関係や社会性を育むため、地域体験活動により更なる事業を展開します。
青少年が主張を発表する場を確保します。

○青少年活動への支援(青少年団体の育成、青少年活動指導者の養成)

第1期評価	実施中・継続	担当課	生涯学習課
-------	--------	-----	-------

現在、子ども育成支援ボランティア組織が数多く結成されており、中央組織により研修会等が実施されていますが、さらなる内容の充実を図ります。



第5章

子ども・子育て支援事業の展開



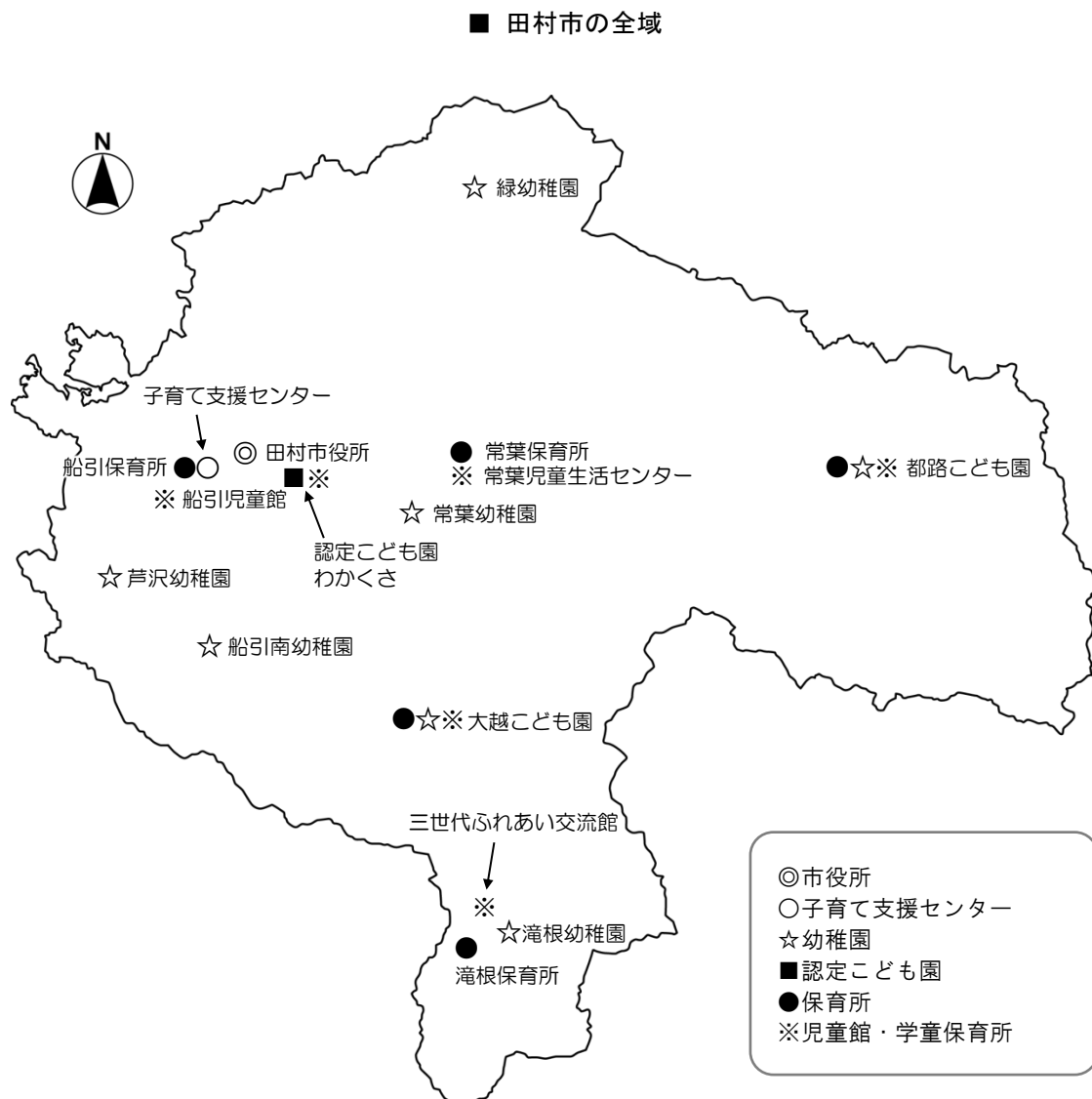
第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本市では、これまで合併前の旧5町村を基準として教育・保育施設が整備されてきました。しかし田村市となり選択の幅が広がっており、原発事故の影響を除いても、各施設の利用状況には差がみられます。

近年の利用状況をみると、自宅近くの施設を利用する傾向が強いものの、保護者の通勤の便や祖父母宅の近くなどの施設を希望する方も少なくありません。

人口が減少している中で圏域を区分してサービスを提供することは難しい時代となっています。このことから、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、田村市域全体を一つの区域として設定します。なお、サービス提供にあたっては、通園等移動の便に配慮し行うものとします。





■ 田村市の地区の状況

区分	人口				面積 (km ²)	人口密度 (人/ km ²)	保育等施設			
	総数 (人)	(再掲)					保育園・ こども園 (か所)	幼稚園 (か所)	放課後 児童 クラブ (か所)	その他 保育等 施設 (か所)
		0～5歳	6～11歳	12～18歳						
田村市	36, 458	1, 330	1, 569	2, 198	458. 30	79. 6	10	10	9	2
男	17, 961	655	772	1, 143						
女	18, 497	675	797	1, 055						
(滝根地区)	4, 345	134	171	271	50. 70	86. 3	1	1	1	0
男	2, 118	64	92	143						
女	2, 227	70	79	128						
(大越地区)	4, 352	115	176	254	36. 66	118. 7	1	1	1	0
男	2, 118	49	92	131						
女	2, 234	66	84	123						
(都路地区)	2, 266	32	61	121	125. 37	18. 1	1	1	1	0
男	1, 166	15	28	62						
女	1, 100	17	33	59						
(常葉地区)	5, 315	187	230	326	84. 41	63. 0	1	1	1	0
男	2, 636	95	108	165						
女	2, 679	92	122	161						
(船引地区)	20, 180	862	931	1, 226	161. 16	125. 2	6	6	5	2
男	9, 923	432	452	642						
女	10, 257	430	479	584						

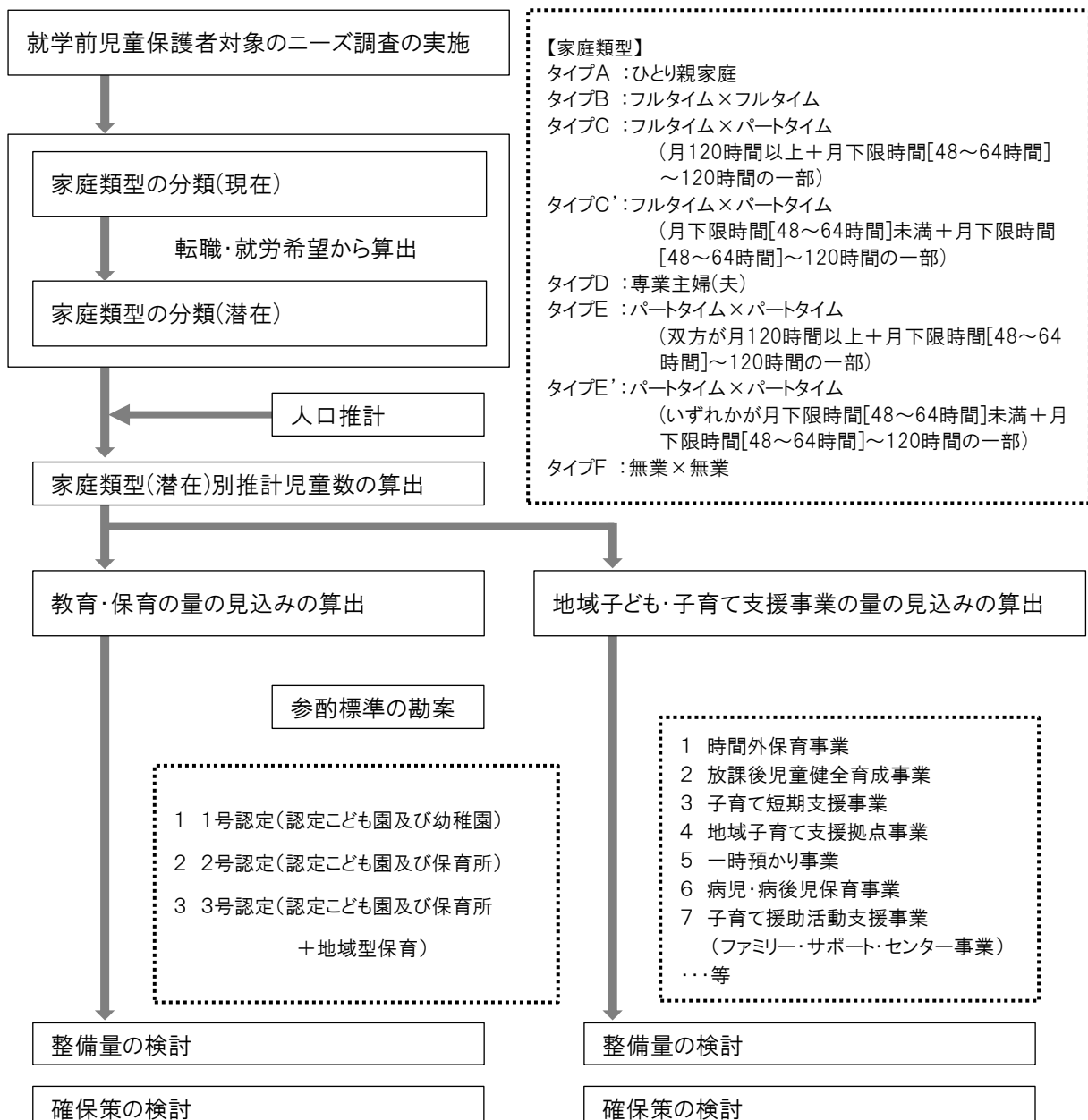
資料：住民基本台帳 2019年10月末日現在、国勢調査

2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

本市の子ども人口の推計について、0～5歳では2017年の1,463人から2024年には1,080人と推計され383人（26.2％）の減少が予測されます。また、6～11歳においても2017年の1,687人から2024年には1,374人と推計され313人（18.6％）の減少が予測されます。

■ 子ども人口の推移と推計

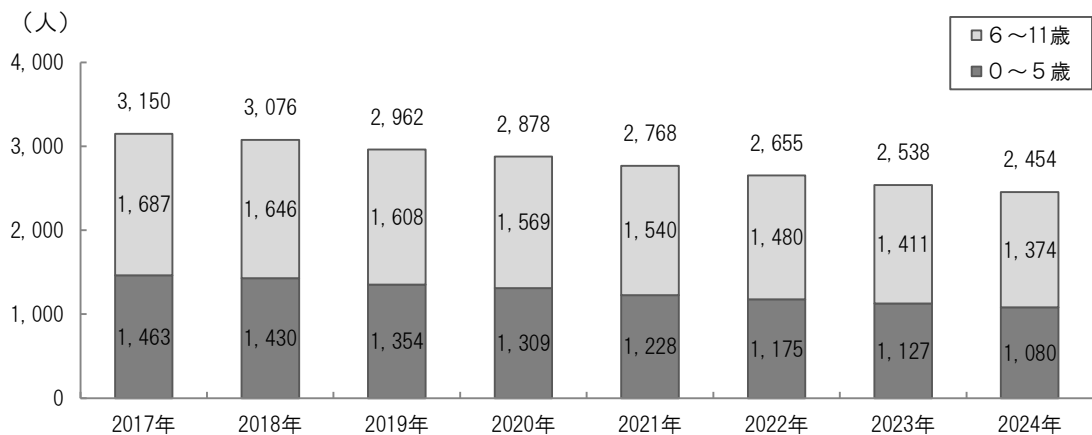
単位：人

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～11歳	3,150	3,076	2,962	2,878	2,768	2,655	2,538	2,454
0歳	214	206	194	188	181	175	167	158
1歳	237	217	208	197	191	184	178	170
2歳	268	240	220	210	199	193	186	180
3歳	235	271	233	220	210	199	193	186
4歳	262	237	265	231	218	208	197	191
5歳	247	259	234	263	229	216	206	195
0～5歳	1,463	1,430	1,354	1,309	1,228	1,175	1,127	1,080
6歳	284	243	254	231	260	226	213	203
7歳	286	282	238	252	229	258	224	211
8歳	285	286	280	238	252	229	258	224
9歳	269	286	284	280	238	252	229	258
10歳	283	266	286	283	279	237	251	228
11歳	280	283	266	285	282	278	236	250
6～11歳	1,687	1,646	1,608	1,569	1,540	1,480	1,411	1,374

資料：2017年～2019年は、住民基本台帳（各年3月31日）

2020年～2024年は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

■ 子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計

家庭類型（現在・潜在）別児童数は、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現在割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出し、推計します。

■ 児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

家庭類型	説 明	現在	単位：％	
			現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	8.0	8.0	8.0
タイプB	フルタイム×フルタイム	49.4	55.2	55.2
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	21.4	20.0	20.0
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	2.8	3.5	3.5
タイプD	専業主婦（夫）	18.2	13.1	13.1
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.2	0.1	0.1
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.1	0.1
タイプF	無業×無業	0.0	0.0	0.0

そして、2020年度～2024年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

■ 推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合	単位：％（潜在割合）、人（児童数）				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
タイプA	8.0	105	98	94	90	86
タイプB	55.2	723	678	649	622	596
タイプC	20.0	262	246	235	225	216
タイプC'	3.5	46	43	41	40	38
タイプD	13.1	171	161	154	148	142
タイプE	0.1	1	1	1	1	1
タイプE'	0.1	1	1	1	1	1
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	1,309	1,228	1,175	1,127	1,080

(4) 教育・保育事業の利用実績と今後のニーズ量見込み

第1期計画で利用された教育・保育事業量の実績等は以下のとおりです。

■ 教育・保育事業の利用実績

単位：人

	認定区分		1号	2号	3号			合計
					0歳	1・2歳	計	
2015年度	①利用者数		461	297	39	201	240	998
	②提供量	教育・保育施設	790	336	48	216	264	1,390
		地域型保育事業	-	-	-	-	-	-
	乖離(②-①)		329	39	9	15	24	392
2016年度	①利用者数		427	300	47	210	257	984
	②提供量	教育・保育施設	790	336	48	216	264	1,390
		地域型保育事業	-	-	6	13	19	19
	乖離(②-①)		363	36	7	19	26	425
2017年度	①利用者数		389	316	50	228	278	983
	②提供量	教育・保育施設	790	336	48	216	264	1,390
		地域型保育事業	-	-	6	13	19	19
	乖離(②-①)		401	20	4	1	5	426
2018年度	①利用者数		385	332	63	244	307	1,024
	②提供量	教育・保育施設	790	336	48	216	264	1,390
		地域型保育事業	-	-	20	42	62	62
	乖離(②-①)		405	4	5	14	19	428
2019年度	①利用者数		347	354	58	236	294	995
	②提供量	教育・保育施設	720	416	48	216	264	1,400
		地域型保育事業	-	-	20	42	62	62
	乖離(②-①)		373	62	10	22	32	467

1号認定：満3歳以上で、教育を希望する場合

2号認定：満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

3号認定：満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

教育・保育事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の教育・保育事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

単位：人

	認定区分		1号	2号	3号			合計
					0歳	1・2歳	計	
2020年度	① 量の見込み		353	361	92	201	293	1,007
	② 確保方策	教育・保育施設	630	416	48	216	264	1,310
		地域型保育事業	-	-	20	42	62	62
		認可外保育施設	-	-	2	6	8	8
		市外施設を利用	-	-	-	-	-	-
	乖離（②－①）		277	55	-22	63	41	373
2021年度	① 量の見込み		306	351	89	192	281	938
	② 確保方策	教育・保育施設	630	416	48	216	264	1,310
		地域型保育事業	-	-	20	42	62	62
		認可外保育施設	-	-	2	6	8	8
		市外施設を利用	-	-	-	-	-	-
	乖離（②－①）		324	65	-19	72	53	442
2022年度	① 量の見込み		272	351	86	186	272	895
	② 確保方策	教育・保育施設	630	416	51	223	274	1,320
		地域型保育事業	-	-	20	42	62	62
		認可外保育施設	-	-	2	6	8	8
		市外施設を利用	-	-	-	-	-	-
	乖離（②－①）		358	65	-13	85	72	495
2023年度	① 量の見込み		242	354	83	180	263	859
	② 確保方策	教育・保育施設	630	416	51	223	274	1,320
		地域型保育事業	-	-	20	42	62	62
		認可外保育施設	-	-	5	6	11	11
		市外施設を利用	-	-	-	-	-	-
	乖離（②－①）		388	62	-7	91	84	534
2024年度	① 量の見込み		215	357	79	173	252	824
	② 確保方策	教育・保育施設	630	416	54	220	274	1,320
		地域型保育事業	-	-	20	42	62	62
		認可外保育施設	-	-	5	6	11	11
		市外施設を利用	-	-	-	-	-	-
	乖離（②－①）		415	59	0	95	95	569

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

第1期計画で利用された教育・保育事業量の実績等は以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の利用実績

	単位	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
利用者支援事業	か所	-	-	-	713	2,090
地域子育て支援拠点事業	人回	6,725	7,077	5,692	5,482	5,844
乳児家庭全戸訪問事業	人	247	240	211	217	190
養育支援訪問事業	人	27	33	43	272	184
子育て短期支援事業	人日	-	-	-	-	-
一時預かり事業						
幼稚園型	人日	536	462	1,209	692	310
一般型		379	601	395	537	270
幼児預かり	人	138	136	128	133	124
延長保育事業（時間外保育事業）	人	92	55	81	54	80
病児保育事業	人日	-	-	-	-	-
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日	284	227	242	184	213
妊婦健康診査事業	人	3,020	2,944	2,980	2,725	2,748
放課後児童健全育成事業	人	330	360	397	427	441



地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	人回	2,690	2,582	2,496	2,401	2,297
乳児家庭全戸訪問事業	人	180	180	170	170	160
養育支援訪問事業	人	120	120	110	110	100
子育て短期支援事業	人日	-	-	-	-	-
一時預かり事業						
幼稚園型	人日	482	457	434	412	391
一般型		315	304	301	294	291
幼児預かり	人	115	105	100	100	100
延長保育事業（時間外保育事業）	人	95	95	100	100	100
病児保育事業	人日	-	-	1,075	1,031	988
ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業）	人日	200	200	250	250	250
妊婦健康診査事業	人	2,750	2,700	2,650	2,600	2,600
放課後児童健全育成事業	人	526	520	500	479	461

3 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労にかかわらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。幼保連携型は、認定こども園法に基づく学校及び児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけを持ち、教育及び保育を一体的に提供する施設です。幼稚園型は、幼稚園に保育所の機能を併せ持つ施設です（児童福祉法に基づく児童福祉施設としての法的位置づけは持ちません）。保育所型は、保育所に幼稚園の機能を併せ持つ施設です（学校教育法に基づく学校としての法的位置づけは持ちません）。また、地方裁量型は、幼稚園・保育所のいずれの認可もない施設が、地域の教育・保育施設として必要な機能を果たすものです。

現状と課題

○本市では4歳児、5歳児の2年保育を行っています。

○子ども人口は減少していますが、教育施設（幼稚園、認定こども園）の実利用割合は増加しています。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	461	427	389	385	347
1号認定	461	427	389	385	347
2号認定	-	-	-	-	-
②提供量	790	790	790	790	720
幼稚園	550	550	550	550	550
認定こども園	240	240	240	240	170
乖離（②－①）	329	363	401	405	373

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○教育施設に対する利用希望の割合は増加傾向にありますが、人口が減少する見込みであることから、現在の提供量で対応が可能と考えます。



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	353	306	272	242	215
1号認定	353	306	272	242	215
2号認定	-	-	-	-	-
②確保の状況	630	630	630	630	630
幼稚園	460	460	460	460	460
認定こども園	170	170	170	170	170
乖離（②－①）	277	324	358	388	415

② 保育施設（認定こども園、認可保育所）

認定こども園は、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型の4類型あり、いずれも県の認可・認定を受けた施設です。

認可保育所は、保護者の就労や親族の介護などで、家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設で、児童福祉法に基づいて県の認可を受けた児童福祉施設です。

現状と課題

○本市における子ども人口は減少していますが、保育施設（認定こども園、認可保育所）の実利用者数は増加しています。特に2号認定と3号認定（1・2歳）で増加しており、母親の就業率向上と、育児休業から復帰する母親の増加によるものと思われます。

○0歳児は、育児休業からの復帰に伴う年度途中の利用希望者がいるため、待機児童が発生しています。

○特定の保育所の利用希望や、きょうだいと同じ保育所（園）の利用を希望している場合に受け入れることができない状況にあります。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①実利用者数	537	547	575	585	593
2号認定	297	300	316	332	354
3号認定	240	247	259	253	239
0歳	39	45	45	44	42
1・2歳	201	202	214	209	197
②提供量	600	600	600	600	680
認定こども園	220	220	220	220	300
認可保育所	380	380	380	380	380
乖離（②－①）	63	53	25	15	87

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○無償化や女性の就労率の向上に伴い、保育ニーズがさらに増えることが予想されますが、認可保育所のほかに認可外保育施設を活用して、現在の提供量を維持しながら対応していきます。 ○低年齢児の保育ニーズがさらに増えることが予想されますが、今後、人口が減少する見込みであることから、現在の提供量を維持することで対応していきます。

■ 保育施設（認定こども園、認可保育所）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	654	632	623	617	609
2号認定	361	351	351	354	357
3号認定	293	281	272	263	252
0歳	92	89	86	83	79
1・2歳	201	192	186	180	173
②確保の状況	680	680	690	690	690
認定こども園	300	300	300	300	300
認可保育所	380	380	390	390	390
乖離（②－①）	26	48	67	73	81

（２）地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

現状と課題

○市内に小規模保育施設を3か所開設しています。

○小規模保育施設は、3歳以降に別施設への転所をしなければいけないため、連携施設の設定と保護者が希望する転所先への、円滑な入所調整を行う必要があります。

■ 小規模保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	-	-	-	41	39
2号認定	-	-	-	-	-
3号認定	-	-	-	41	39
0歳	-	-	-	15	12
1・2歳	-	-	-	26	27
②提供量	-	-	-	43	43
乖離（②－①）	-	-	-	2	4

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○低年齢児の保育ニーズがさらに増えることが予想されますが、今後、認定こども園と連携により現在の提供量を維持することで対応が可能と考えます。

■ 小規模保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	43	43	43	43	43
2号認定	-	-	-	-	-
3号認定	43	43	43	43	43
0歳	14	14	14	14	14
1・2歳	29	29	29	29	29
②確保の状況	43	43	43	43	43
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

② 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。

現状と課題

○市内に事業所内保育施設を1か所開設しています。

○今後も、事業所内保育施設を設置している事業者に対し、制度の内容を周知し、ニーズに応じて地域の児童の受入れ施設となるよう参入を促します。

■ 事業所内保育事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	-	10	16	13	16
2号認定	-	-	-	-	-
3号認定	-	10	16	13	16
0歳	-	2	5	4	4
1・2歳	-	8	11	9	12
②提供量	-	19	19	19	19
乖離（②－①）	-	9	3	6	3

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○新たな事業所内保育施設の整備の予定はありませんが、整備の検討をする事業者があった場合、移行手続きと運営に係る支援を行います。

■ 事業所内保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	19	19	19	19	19
2号認定	-	-	-	-	-
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	6	6	6	6	6
1・2歳	13	13	13	13	13
②確保の状況	19	19	19	19	19
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

③ 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などで子どもを保育するサービスですが、本市では実施していません。

現状と課題

○本市では事業実績はなく、計画期間中の当事業の実施は見込んでいませんが、今後、新規事業の参入意向があった場合には、利用者のニーズ等を踏まえ、事業実施について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスですが、本市では実施していません。

現状と課題

○本市では事業実績はなく、計画期間中の当事業の実施は見込んでいませんが、今後、新規事業の参入意向があった場合には、利用者のニーズ等を踏まえ、事業実施について検討します。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状と課題

○本市では2018年度に保健課内に子育て世代包括支援センター「にこたむ」を開設し、保健師及び助産師、栄養士による相談・助言等を行っています。また、こども未来課、子育て支援センターにおいても育児に関する相談を受け付け、子育て支援に関する情報を提供しています。

■ 利用者支援事業の利用状況の推移

単位：件

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
相談件数	-	-	-	713	2,090

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○市内の子育て支援センターでは、交流の場や子育て関連情報の提供、子育てに関する相談対応、子育て支援に関する講習等を実施しています。

○総利用者数は減少傾向にあります。

■ 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

単位：人回

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総利用者数	6,725	7,077	5,692	5,482	5,844

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子育て支援センターの利用者数が減少傾向にありますが、子育て関連情報の提供や相談、交流の場としての機能を維持していきます。



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

単位：人回

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	2,690	2,582	2,496	2,401	2,297

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○子どもの出生後、支援を必要とする子育て家庭を把握する最初のきっかけとして、生後4か月までに1回訪問しています。

○寄り添い型の訪問支援により不安の解消を図るとともに、個々の状況に応じて、養育支援訪問事業等の適切な支援へつなげています。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

単位：件

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
訪問件数	247	240	211	217	190

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子どもの数が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、全戸への訪問に努めます。

② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○乳児家庭全戸訪問事業や妊婦健康診査事業、虐待等の要保護児童関連事業など、複数の事業と関連性が高いため、関係機関や関係部署との連絡調整が重要となっています。

○養育支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行うことで、子どもの健全な発達を促すことができています。

■ 養育支援訪問事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総利用者数	27	33	43	272	184

※2017年までの件数は実人数、2018年度からはのべ人数

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○子どもの数が減少する見込みではありますが、安心して子育てができる支援策として、養育支援が必要な家庭に対する継続的な支援を行います。 ○訪問者の資質の向上を図るため、研修機会の確保に努めます。

■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	120	120	110	110	100

(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

※短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

現状と課題

○現在、本市では事業を行っていません。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○ニーズ調査結果からは、回答者が少なく、量の見込みは算出できませんでしたが、子育て中の世帯に不測の事態が発生した場合にも、即対応できるよう、準備を進めておくとともに、施設側との連絡調整を密に行っていきます。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

- 一時預かり事業（一般型）は市内6か所の保育所・認定こども園で実施しています。
- 一時預かり事業（幼稚園型）は認定こども園で実施しています。
- 保育ニーズの高まりに伴い、一時預かり事業（幼児預かり）は市内4か所の幼稚園で、就労状況に応じて実施しています。

■ 一時預かり事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総利用者数	915	1,063	1,604	1,229	580
幼稚園型	536	462	1,209	692	310
一般型	379	601	395	537	270

■ 一時預かり事業（幼児預かり）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	138	136	128	133	124
②提供量	170	170	150	160	160
乖離（②－①）	32	34	22	27	36

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○幼稚園の一時預かり事業（幼稚園型）については、必要人数に応じて維持していきます。 ○保育ニーズの多様化に伴い、地域子育て支援拠点事業と併せた一時預かり保育を実施します。

■ 一時預かり事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	797	761	735	706	682
幼稚園型	482	457	434	412	391
一般型	315	304	301	294	291

■ 一時預かり事業（幼児預かり）の利用状況の推移

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	115	105	100	100	100
②確保の状況	160	160	160	160	160
乖離（②－①）	45	55	60	60	60

③ 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○延長保育事業は市内6か所の保育所・認定こども園で実施していますが、総利用者数は増加傾向にあります。

○就労形態が多様化しているため、通常の利用日や利用時間以外の保育利用が求められています。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①利用者数	92	55	81	54	80
②提供量	92	55	81	54	80
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○利用時間以外の利用に関しては、これまでと同様に延長保育の受け入れを行っていきます。

■ 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	95	95	100	100	100
②確保の状況	95	95	100	100	100
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

④ 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○現在、本市では事業を行っていません。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後はニーズを見極めながら、施設の確保を検討します。

(4) その他事業

① ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○年度ごとに利用状況は変動していますが、一定数の利用があります。

○支援をする「預かり会員」は年々増加傾向にあり、その年代も30代から60代と幅広い世代の預かり会員が活動しています。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	284	227	242	184	213
小学校低学年	268	218	202	184	136
小学校高学年	16	9	40	0	77
②預かり会員数	78	80	84	86	88

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後もニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センター事業の協力会員の確保に努めます。 ○「預かり会員」を増やす取り組みを行いながら、提供量の維持に努めていきます。

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	200	200	250	250	250
小学校低学年	180	180	200	200	200
小学校高学年	20	20	50	50	50

② 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○妊婦健康診査の結果、身体的・精神的に支援が必要な妊婦に対し、タイムリーに関わりが持てるよう、医療機関との連携強化に努めます。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総利用者数	3,020	2,944	2,980	2,725	2,748

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後も健やかな妊娠期を過ごし、安全に出産を迎えるために、受診率を維持しながら、事業を継続実施していきます。

■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み	2,750	2,700	2,650	2,600	2,600

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

2019年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる保護者に対し副食材料費の一部を助成しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○対象となる保護者に対して事業の周知を行い、助成を受けられるように努めていきます。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○今後の需要動向等をみながら、事業の実施について検討します。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

来年度より、運営母体を民間に移管する予定となっており、定員数の変更はないものの、事業のさらなる充実を図っていきます。

現状と課題

○2020年度から運営を民間に委託し、さらなる事業の充実と安定的な運営を図る予定です。
○就労状況の変化等により放課後児童クラブに対するニーズは高まっており、2017年度から提供量に対して利用者数が上回っていますが、年度の途中に退級する児童がいることから最終的には提供量内の数に抑えることができます。

■ 放課後児童クラブの利用状況の推移

単位：人

実績値	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
①総利用者数	330	360	397	427	441
②提供量	360	370	340	380	380
乖離（②－①）	30	10	-57	-47	-61

確保方策

実施年度	確保の内容
2020～2024年度	○すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、めだかの学校（放課後子ども教室）との連携を図り、利用ニーズに合わせた運営を行います。

■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保の状況

単位：人

推計値	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	526	520	500	479	461
②確保の状況	530	530	530	530	530
乖離（②－①）	4	10	30	51	69



第6章

計画の推進・評価体制

第6章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

子ども・子育て支援は、行政だけで進められるものではなく、少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、景気の低迷など社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちと子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくために、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等が連携、協力しながら推進していく必要があります。

本市に関わるすべての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表及び周知

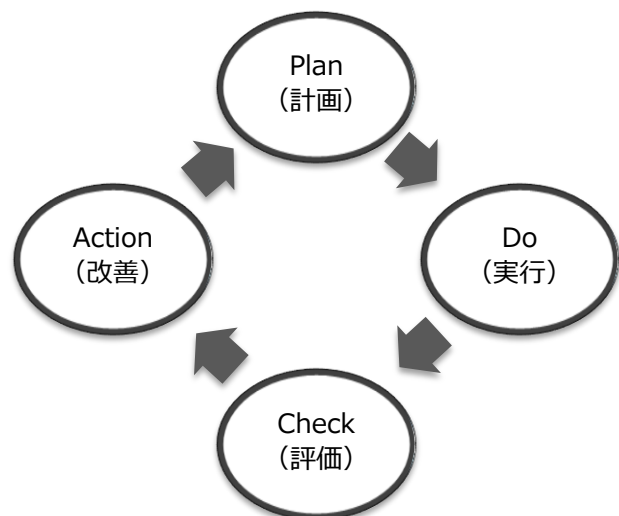
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）することはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。





そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。





資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019年5月10日に可決・成立し、2019年10月1日から全面的に実施となりました。

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
2018年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」(とりまとめ)
2018年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
2018年10月15日	国と地方の協議の場(法定)
2018年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018年12月17日	国と地方の協議の場(法定)
2018年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回目)
2018年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
2019年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回目)
2019年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組を一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。



(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

■ 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な保育料）の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）。

■ 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

■ 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

■ 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（3.7万円）までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

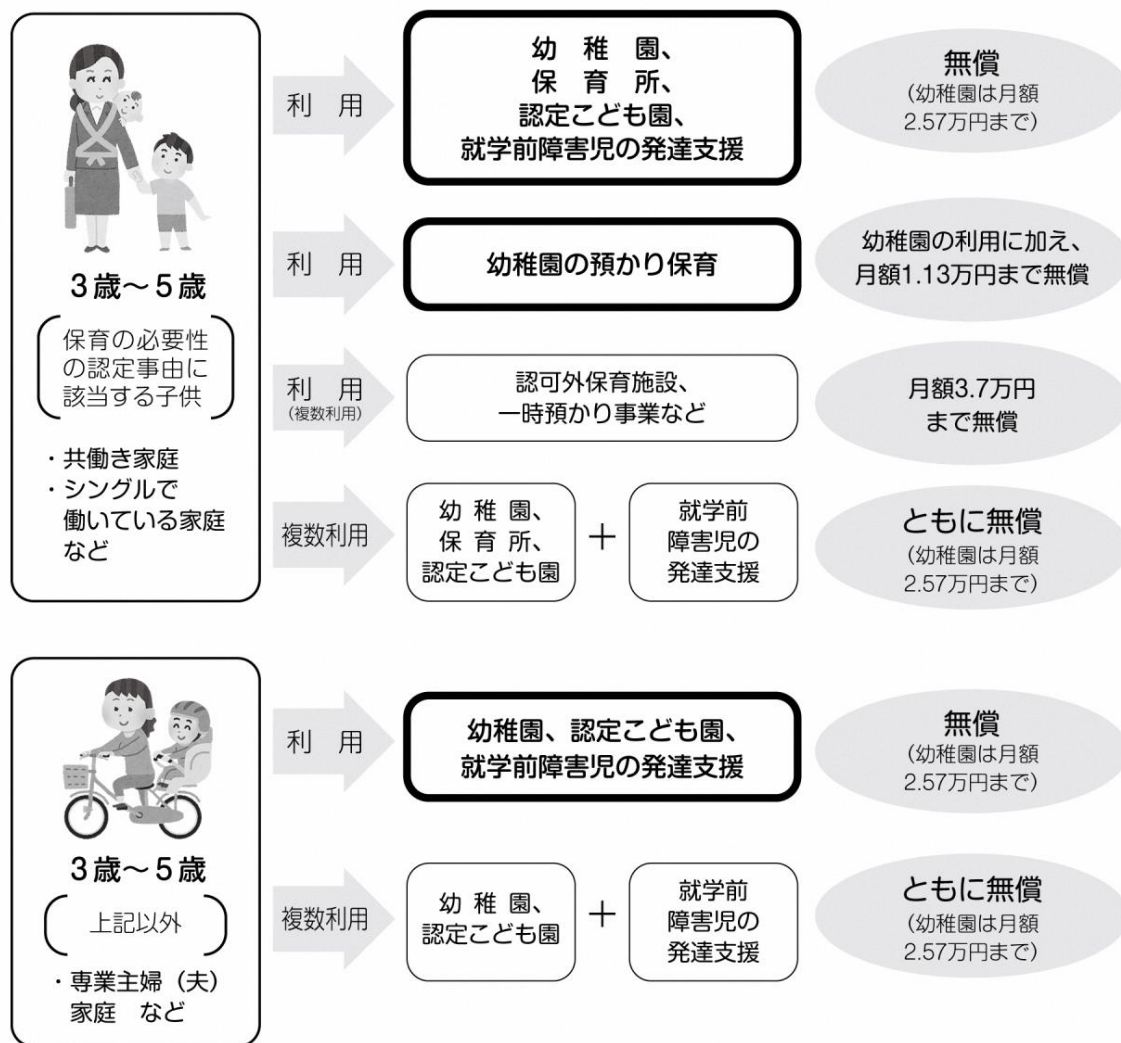
※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

■ 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



資料：内閣府「幼児教育・保育の無償化に関する住民・事業者向け説明資料」より

2 田村市の概況

(1) 子育て環境の状況

① 保育サービスの状況

現在、本市では5か所の公立保育所、こども園保育部と、1か所の認定こども園、3か所の小規模保育業所、1か所の事業所内保育事業所で保育事業を実施しています。11か所の定員の合計は912人となっています。

■ 認可保育所概要

単位：人

	区分	定員	対象	備考
公立	滝根保育所	60	満6か月児～	延長・一時保育実施
	大越こども園保育部	60	満6か月児～	延長・一時保育実施
	都路こども園保育部	30	満6か月児～	延長・一時保育実施
	常葉保育所	90	満6か月児～	延長・一時保育実施
	船引保育所	140	満6か月児～	延長・一時保育実施
私立	認定こども園わかさナースリー	90	満6か月児～	延長・一時保育実施
	認定こども園わかさプレスクール	380	満3歳児～	延長・一時保育実施
	たんぽぽ保育園	18	満6か月児～	延長保育実施
	ひまわり保育園	19	満6か月児～	延長保育実施
	実り保育園	6	満6か月児～	延長保育実施
	どんぐり保育園	19	満6か月児～	延長保育実施

保育事業の内容は、「通常保育」の他に、「延長保育」、「一時保育」があります。

通常保育の時間帯（平日）は、保護者の就労時間により異なり、「保育標準時間」では午前7時30分から午後6時30分、「保育短時間」では午前8時から午後4時までとなっています。

延長保育は午後6時30分から午後7時まで実施しています。

■ 保育事業の状況

単位：（定員・入所児童数）人、（入所率）％

区分		定員	入所児童数						入所率	
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		合計
公立	滝根保育所	60	6	9	11	18	－	－	44	73.3
	大越こども園	60	3	11	15	18	－	－	47	78.3
	都路こども園	30	3	5	1	7	－	－	16	53.3
	常葉保育所	90	6	18	20	23	－	－	67	74.4
	船引保育所	140	6	18	23	24	27	37	135	96.4
合計		380	24	61	70	90	27	37	309	81.3

※2019年10月1日時点 資料：田村市資料

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
待機児童数（人）	45	43	58	50	27
延長保育（か所）	6	6	6	7	10
一時保育（か所）	6	6	6	6	6
特定保育（か所）	5	5	5	5	0

② 幼稚園の状況

本市では、公立幼稚園が9園（うち2園は休園中）あり、2年又は1年保育となっています。全体の定員は670人ですが、2019年10月1日現在の入園児童数は206人であり、入園率は30.7%になっています。

■ 幼稚園の状況

単位：（定員・園児数）人、（入園率）％

区分		定員	園児数			入園率
			4歳児	5歳児	合計	
公立	滝根幼稚園	120	25	23	48	40.0
	大越こども園	90	20	34	54	60.0
	都路こども園	40	6	3	9	22.5
	常葉幼稚園	120	34	37	71	59.2
	芦沢幼稚園	60	3	2	5	8.3
	船引南幼稚園	60	7	5	12	20.0
	緑幼稚園	60	4	3	7	11.7
	瀬川幼稚園	60	休園中			
	要田幼稚園	60	休園中			
合計		670	99	107	206	30.7

※2019年10月1日時点 資料：田村市資料

③ 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは、小学校の空き教室や児童館等を利用し、現在7クラブで実施しています。開設時間は教育時間終了後から午後7時までとなっており、土曜日及び長期休暇（夏・冬休み）中は午前7時30分から午後6時30分までとなっています。

2019年10月現在の登録児童数は441人であり、定員の420人を上回っています。

■ 放課後児童クラブの状況

単位：人

区分	定員	登録児童数			活動場所
		1～3年生	4～6年生	合計	
滝根放課後児童クラブ	40	30	5	35	三世代ふれあい交流館
大越放課後児童クラブ	40	58	3	61	大越行政局
都路放課後児童クラブ	30	16	16	32	都路こども園
常葉放課後児童クラブ	40	48	5	53	常葉児童生活センター
船引放課後児童クラブ	30	14	13	27	船引児童館
船引第2放課後児童クラブ	40	0	17	17	船引公民館
わかさ放課後児童クラブA	200	56	0	56	認定こども園わかさ
わかさ放課後児童クラブB		61	0	61	認定こども園わかさ
わかさ放課後児童クラブC		47	0	47	認定こども園わかさ
わかさ放課後児童クラブD		0	52	52	認定こども園わかさ
合計	420	330	111	441	

※2019年10月1日現在

資料：田村市資料



(2) 地域保健・医療の状況

① 妊婦・乳幼児保健活動

妊婦を対象に、異常の早期発見と健康管理を促進するため「妊婦健康診査」を実施し、状況に応じて保健師等による「訪問指導」を実施しています。

また、産婦・乳幼児に対しても「訪問指導」を通し、育児の不安や悩みなどの相談・助言に努めています。

■ 妊婦健康診査

単位：人

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
受診票交付数	250	249	249	230	213

資料：田村市資料

■ 妊産婦訪問指導

単位：人

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
訪問件数	235	206	195	190	219

資料：田村市資料

■ 乳児訪問指導

単位：人

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
訪問件数	253	259	197	191	272

資料：田村市資料

② 乳幼児保健活動

乳幼児の疾病や異常の早期発見と健康の保持増進を図るため、各種健康診査をはじめ、「離乳食教室」や幼児の虫歯を予防する「歯科教室（健診）」などを実施しています。

■ 乳幼児健康診査受診率等

単位：%

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
4か月児健康診査	99.6	98.8	97.3	99.1	99.0
7か月児育児相談	37.4	40.0	32.8	42.9	39.3
10か月児健康診査	99.6	96.5	99.1	97.8	97.1
1歳6か月児健康診査	97.3	100.0	96.9	97.7	97.7
2歳児歯科健康診査	83.9	85.5	91.7	92.0	96.6
3歳児健康診査	100.0	100.0	96.8	96.9	96.6

資料：田村市資料



③ 健康診査の事後指導

各種乳幼児健康診査を実施した結果、心身の発育発達に異常や遅れが見られる場合は、専門医療機関による精密検査や、県中児童相談所による発達検査を実施しています。

また、要経過観察となった場合には、保健師による家庭訪問や乳幼児育成指導事業「すくすく教室」により継続した支援を行っています。

④ 児童の発達相談

4歳から18歳までの子どもの心身の発達に心配がある方への専門家による個別相談を行っています。

⑤ 地域医療の状況

市内には、病院が1か所、診療所が20か所、歯科診療所が15か所、医療機関があります。

救急医療体制は、1次医療が市内及び郡内の病院・診療所、2次医療が県中地区病院群（輪番制）、救急病院・救急協力病院、3次医療が郡山市の救急救命センターで対応しています。

2014年4月1日に、田村地方夜間診療所が福祉の森公園地内に開設したことにより、1次医療の充実が図られました。

また、救急搬送は郡山地方広域消防組合で対応しています。

（３）経済的支援の状況

子育て家庭に対する経済的支援として、一定の所得を保障する「児童手当」、「児童扶養手当」があり、近年の支給額は、制度改正等もありましたが、少子化傾向が進み減少傾向にあります。

また、支払った医療費の一部を助成する「乳幼児及び児童医療費助成」や「ひとり親家庭医療費助成」、「妊産婦医療費助成」、「ひとり親家庭の自立支援」、「子育て応援券の支給」などを実施しています。



3 用語解説

あ 行

○育児休業

労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業のことです。

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。

○NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」といいます。

か 行

○確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度施行後も現行のままの運営をする幼稚園のことです。

子ども・子育て支援新制度において、あらたに制定される設備や運営の基準を満たした上で、公費の給付対象となる施設（施設型給付の対象となる教育・保育施設）としての「確認」を受けない旨の申し出を行った幼稚園のことです。

○確保方策

幼児期の学校教育及び保育、地域子ども・子育て支援事業について、計画期間中の必要量に対応するための確保の内容及び実施時期を定めるものをいいます。

○家庭児童相談員

子どものしつけ、養育、家庭環境など子どもや家庭に関する相談を受ける専門の相談員のことです。

○教育・保育施設

子ども・子育て支援新制度において、認定こども園・幼稚園・保育所をいいます。

○協働

住民、住民公益活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。



○合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当するものです。

○子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第 59 条、児童福祉法第 6 条の 3）

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連 3 法の一つとして 2012 年 8 月に制定された法律です。

○子ども 110 番の家

「子ども 110 番の家」の旗等を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等のことです。

さ 行

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策です。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、5 年を一期として市町村が策定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の実施に関する計画のことです。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童虐待

保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うことをいいます。



○児童相談所

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置されており、18歳未満の児童についての一般家庭、学校などからのあらゆる相談に応じ、児童が心身ともに健やかに育つよう援助する専門機関です。

○児童扶養手当

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭などに支給される手当で、その家庭の生活の安定や自立に寄与することによって、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。（2010年8月から改正）

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○障害児保育

障害のある児童について、保育希望があり、集団保育が可能な児童について行う保育のことです。

○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

た 行

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称です。



○地域子育て支援拠点

就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。「子育てサロン」、「地域子育て支援センター」等が該当し、市町村やその助成を受けた社会福祉法人等が設置しています。

○地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。

○出前講座

市民の自発的な生涯学習活動を支援するため、市役所が関わっている仕事を学習メニューとして取りそろえ、市職員を講師として派遣する講座です。国・県行政機関が実施する出前講座もあります。

な 行

○乳幼児健康診査

乳幼児の発育発達の異常の早期発見や育児支援等をするために行う定期健康診査です。

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

○認可保育所

保育を必要とする乳幼児に通所により保育を行うことを目的に、児童福祉法に基づき、都道府県知事（指定都市・中核市においては市長）の認可を受けて設置・運営される施設のことです。

○認定こども園

幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供し、すべての子育て家庭を対象に、親子の集いの場の提供など地域における子育て支援を実施する施設のことです。

○認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）

子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の3区分のことです。

- ・1号認定：満3歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合
- ・2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
- ・3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合



○妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業のことであります。

は 行

○ひとり親家庭等

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことであります。

○病児・病後児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児及び病気の回復期にある乳幼児を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。

○保育所

就労又は疾病等のため乳幼児を保育することが出来ない保護者に代わって日々乳幼児を保育する施設です。なお、都道府県等の認可を受けた施設と認可を受けていない施設があります。

○放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことであります。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

○放課後児童クラブ

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

や 行

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業のことであります。

○幼稚園

学校教育法に基づき、都道府県知事の認可を受けて設置・運営される満3歳から5歳の子どもを対象とする施設のことであります。



○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のことです。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもなど要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、関係機関が連携して情報共有を行い、支援方針や役割分担の協議、支援の進捗管理を行うネットワークです。

ら 行

○療育

障がいや発達の違いのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育です。

○利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことです。



4 子ども・子育て会議

(1) 田村市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、田村市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 法第77条第1項の各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を又は説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。



(2) 田村市子ども・子育て会議委員名簿

任期：2020年3月31日まで

区分	所属及び役職	委員氏名
子どもの保護者	田村市都路こども園保護者会長	坪井 秀幸
	田村市立常葉幼稚園PTA会長	遠藤 光枝
	田村市立滝根小学校PTA会長	吉田 義則
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	学校法人若草学園理事長	牧 公介
	たんぽぽ保育園長	冨塚 光恵
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	田村市立小・中学校長会代表	有賀 仁一
	田村市船引保育所長	鹿子田 寿々子
その他市長が必要と認める者	田村市主任児童委員協議会長	遠藤 徳喜代
	田村市保健福祉部長	柳田 啓子
	田村市教育部長	白石 嘉広

任期：2019年3月31日まで

区分	所属及び役職	委員氏名
子どもの保護者	田村市都路こども園保護者会長	吉田 浩一
	田村市立常葉幼稚園PTA会長	山田 綾子
	田村市立滝根小学校PTA会長	郡司 和弥
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	田村市立小・中学校長会代表	吉田 勇
その他市長が必要と認める者	田村市保健福祉部長	宗形 常美
	田村市教育部長	佐藤 好則



田村市 第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日 2020年3月

発行者 田村市役所 保健福祉部 こども未来課

住 所 〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地2

TEL 0247-82-1000

FAX 0247-82-4555

URL <http://www.city.tamura.lg.jp/>

